

令和5年 第111回(定例)神河町議会会議録(第4日)

令和5年3月16日(木曜日)

議事日程(第4号)

令和5年3月16日 午前9時30分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(11名)

1番 小島義次	7番 松岡宣彦
2番 木村秀幸	8番 藤森正晴
3番 澤田俊一	9番 藤原資広
4番 廣納良幸	11番 栗原廣哉
5番 安部重助	12番 小寺俊輔
6番 吉岡嘉宏	

欠席議員(なし)

欠員(1名)

事務局出席職員職氏名

局長 ..... 小林英和 主査 ..... 鵜野雄二郎

説明のため出席した者の職氏名

町長 ..... 山名宗悟	建設課長 ..... 野崎直規
副町長 ..... 前田義人	地籍課長 ..... 藤田晋作
教育長 ..... 入江多喜夫	上下水道課長 ..... 谷総和人
総務課長 ..... 岡部成幸	健康福祉課長 ..... 桐月俊彦
総務課参事兼財政特命参事 ..... 黒田勝樹	健康福祉課参事兼保健師事業特命参事 ..... 木村弘美
税務課長 ..... 長井千晴	会計管理者兼会計課長 ..... 北川由美
住民生活課副課長兼防災特命参事 ..... 井出博	町参事兼病院副院長兼事務長

農林政策課長	前川穂積	春名常洋
ひと・まち・みらい課長		病院総務課長兼施設課長
	真弓憲吾	井上淳一朗
ひと・まち・みらい課参事兼商工観光特命参事		教育課長兼給食センター所長
	石橋啓明	高橋宏安
		教育課参事兼社会教育特命参事
		宮本公平

---

#### 午前9時30分開議

○議長（小寺 俊輔君） 皆さん、おはようございます。それでは、再開いたします。

ただいまの出席議員数は11名であります。定足数に達していますので、第111回神河町議会定例会の第4日目の会議を開きます。

平岡住民生活課長から、服喪のため欠席届が提出されておりますので、御報告申し上げます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

#### 日程第1 一般質問

○議長（小寺 俊輔君） 日程第1、一般質問であります。

町の一般事務について質問の通告を受けておりますので、ここで順次許可します。

なお、議会運営基準第91条及び91条の2の規定により、質問は1要旨1問ごとに行い、質問方式は一問一答で行うこととしています。議員1人につき、質問、答弁合わせて60分以内となっています。終了10分前と5分前にはブザーを鳴らし、60分を過ぎると質問中、答弁中にかかわらずブザーによりお知らせし、議長により発言を止めます。

議会基本条例第12条第1項においても、会議における議員の質問は、町政上の論点及び争点を明確にするために、一問一答方式でこれを行うと定めています。

同条第2項では、質問の要旨及び論点を明確にするためのものに限り、町長等は、議長の許可を得て、議員の質問に対して反問することができると、議員に反問できることを認めています。

また、同条第3項では、議員及び町長等は、限られた時間内で効率的に論議を深めるための心構えとして、発言に当たって要旨を簡潔に述べるよう努め、いたずらに時間を費やすことは慎まなければならないと定めています。

いずれも会議の活性化を図るためのものですので、念のためここで申し上げておきます。

それでは、通告順に従いまして、8番、藤森正晴議員を指名します。

藤森議員。

○議員（8番 藤森 正晴君） おはようございます。8番、藤森です。早速一般質問します。

最初の1点目でございます。旧栗賀小学校跡地整備事業の公園・図書コミュニティ施設の着手と今後であります。

最初の①としまして、いよいよ事業が令和5年度から着手します。504件の意見書が提出されたのを受け、検討委員会、ワークショップが開催され、協議された結果の基本設計であります。しかし、意見がほとんど反映されてないとの声を多く聞きます。町長の所信表明の中に、町民の皆様一人一人の意見を大切に町政の推進を図るとありますが、町長の思いを問います。

○議長（小寺 俊輔君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） それでは、藤森議員の御質問にお答えさせていただきます。

意見募集については、栗賀小学校跡地に整備する公園・図書コミュニティ施設が町民にとってより魅力的で利用しやすく、愛着が持てる施設となることを目的として実施させていただきました。役場本庁だけでなく、神崎支庁舎にも御意見箱を設置し、告知放送でも広く町内から御意見いただけるようお知らせをしてきましたし、町ホームページでも広く意見を募集させていただきました。そして、皆様からいただきましたお一人お一人の御意見をでき得る限り尊重し、反映させていただきながら整備を進めているところでございます。

例えば駐車場台数40台から80台への増設、遊具エリアの幼児・児童のエリアの区分、管理用道路・通り抜け道路の導入、外からも利用できるようトイレ入り口の変更、緊急用ヘリの離着陸エリアの整備、スリー・オン・スリーのバスケットコートを設置、足を洗う場や水飲み場の整備、ステージスペースの整備、グループ室・静寂読書室の設置、テラスやくつろぎスペースの設置、児童・子育てと一般の読書スペースの区分、授乳・おむつ替えスペースの設置、キッチンカー・マルシェの開催に備えた車の乗り入れができるよう整備、周辺の散策路の整備、イチョウの木の保存など、いただいた御意見を基に反映させた内容となっております。

もちろん全ての御意見を反映できたわけではありませんし、ドッグランや水辺のスペースでは、要る、要らない、全く相反する御意見などもいただいたところでございます。こうした様々な御意見を調整しながら、町民の皆様にとってよりよい施設づくり、運営となるよう可能な限り反映させていただきました。

いただいた意見内容につきましては、地域住民の代表の皆様で組織された地元検討会ワークショップで委員の皆様へ御報告をし、御確認、御了承の上、基本設計をまとめ、実施設計へと手順を踏んで進ませさせていただいているところでございます。

以上、藤森議員の御質問の回答とさせていただきます。

○議長（小寺 俊輔君） 藤森議員。

○議員（8番 藤森 正晴君） この504件の意見書の中に、グラウンドゴルフ協会6

85名の署名をつけてのグラウンドゴルフ場整備はできないかという要望が上がったと思います。これについて、どういう考えをお持ちですか。

○議長（小寺 俊輔君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 藤森議員の先ほどの御意見、グラウンドゴルフ協会のほうから五百何十名の署名が集まり、そして、要望として届けられたということでありまして、私はそれも確認しているところでございます。グラウンドゴルフ協会の役員の方々とも直接お話もさせていただいたところでございます。

この町民の皆様のご多くの御意見をいただく、そこに至る経過については、これまでの建設に至る、もともとはPFI事業でスタートをした、それ以降にPFIではできないという判断をした後に、町主体で事業を展開していこうという中、それまでも設置をしておりました地元検討委員会の皆様方と協議を進めていながら、そして町が事業主体となる事業整備についても、いろいろと御意見をいただきながら検討もし、そして大まかなこの基本的なグラウンドデザインを描いたところでありまして、その中では、なかなかこのグラウンドゴルフ場というふうになってきますと、あの面積からいくと、なかなかグラウンドゴルフ場だけの公園ということをもともと考えているわけではございませんでして、多くの方々が集える、そういった活用ができる公園ということでございましたので、そのように考えてみますと、建物を建てる、そして公園も含めた面積というふうになると、やはり手狭な状況になりますので、グラウンドゴルフというのは、計画当初から基本的に持ち合わせていなかったというところでございます。

その上でのグラウンドゴルフ協会からの要望でありましたので、その辺りは役員の方々ともお話をさせていただいて、十分その思いは受け止めさせていただき、別の方法でいろんな活用ができるような、そういったことも今後考えていきたいということで、お話をさせていただいているところでございます。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） 藤森議員。

○議員（8番 藤森 正晴君） グラウンドゴルフ協会のほうも、その形で了解をされたというか、理解をされたと思うんですが、あと、一番後のところの財源のところでまたお話をしたいと思いますけれど、この504件の意見書が出されたということは、非常に町民の方は期待をされ、仕上がりを楽しみにされてると思うんですが、しかし、この意見書を求めた時期、ちょうど1年ほど前ですか、基本設計をしたいんだと。プロポーザル方式で業者から設計を上げていきたいという議会の中であったんですけど、あのときも申し上げたんですけど、しっかりと町民の意見、また地域の意見を聞いて、それに準じての設計という思いを持っておったんですけど、今回議会で決まったとはいえ、設計が先にあり、後から町民の意見書が流れてきたということは、これはちょっと順序としては逆じゃないかと、そういう声も聞きます。何で設計する前に町民の意見、そういう形を求めなんだかという声が返ってきたんですけど、そこらはどうですかね。

○議長（小寺 俊輔君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 質問にお答えさせていただきます。

神河町におきましては、私、就任しましてからも学校統合が一気に進んだわけでございます。その都度、統合し、そして当然廃校となる学校がありますから、その跡地活用ということで、いろいろと地元の方々とも協議しながら跡地活用に努めてきたところでございます。

跡地活用につきましては、議員も御承知のように、神河町の場合は、その廃校となった、あるいはこの統合して空き地となった部分について、基本、その小学校区の周辺の皆様方との協議を基本に跡地活用について進めてきたところでございます。越知谷小学校の跡地活用についても、越知谷小学校区の集落の皆様方と検討委員会というものを設置していきながら進めてきたところでございます。そういうふうには、この検討の基本というのは、周辺地域、小学校区の皆様方を中心とした検討委員会を設置をし、その中でこのエリアにどのような施設があったらいいかというところを進めてきたということでございます。

しかしながら、町の中心部ということでございます。この6,000平米を超えるそういった広大な土地を、当然この旧栗賀小学校区の方々の御意見をまず基本としながらより多くの意見をいただいて、神河町のシンボルとなる、あるいはこの周辺エリアのシンボルとなるような施設を造るためには、もう少し、町民広く御意見を頂戴しようではないかということになったわけでございます。

繰り返しになりますが、学校跡地活用については、小学校区の方々に組織する検討委員会を中心に進めてくるというのが基本であります。それを基に、さらに広く御意見をいただくということでしたわけでございます。五百数件の御意見をいただいたわけで、その500件が全て違う御意見なのかといえば、そうではないわけでありまして、同じ御意見もたくさんあるわけでございまして、そういった中でできるだけ取り入れられるものは取り入れていこうということで、最終的にこの検討委員会の中でお諮りをし、そしてこの最終的な内容について確認をさせていただいたというところでございますから、その辺は御理解をいただきたいというふうに思うところでございます。

○議長（小寺 俊輔君） 藤森議員。

○議員（8番 藤森 正晴君） それぞれ地域の方なり検討委員会をされて、そして設計だったと思います。今、町長言われたように、多くの意見を聞いて設計をということなんですけれど、私が言いたいのは、多くの意見を聞いてそれを集計した中でこういう形の設計なり事業うか、公園をしたいんだということをしてから設計業者というのが道理ではないかと思っております、事業にもよりますけどね。今回、2050の将来ビジョンにおいても意見書を求められておられましたけど、この事業の内容においては私はそれでいいと思います。しっかりと行政がこういう方向性を出して、それに対して意見を求めるということは、事業についてはよきとして、今回のこの公園事業については、やはり先に意見いうものをしっかり大事にした中で設計という形を私も望んでおったし、

町民の方もそういう意見を聞きます。だから今回、この意見書が反映されてないということが耳に入ってくるのはそこであろうと思うんですけど、どうですか。

○議長（小寺 俊輔君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 繰り返しになるんですが、学校跡地活用については、その小学校区の方々の御意見を基本に、この間跡地活用を決定してきたところでありまして。したがって、そこを基本としながら、やはり町のシンボルとなる施設でありますから、そういうことも踏まえて広く町民の方々から御意見をいただくというシステムを取らせていただいた。そして、募集については、当然記載しなければいけないこと、それは、頂戴した御意見全てを網羅できるということではないということも記載させてもいただいたところでございます。しかしながら、全ての御意見もいただく中で、最終的には検討委員会の中で決定をさせていただいたということでありまして。

意見が反映されてないという御意見でありますけれども、私どもは、先ほどの答弁でも申し上げましたように、いただいた意見の中から駐車台数を40台から80台への増設であるとか、遊具のエリアの幼児・児童のエリアの区分をしたりとか、管理用道路・通り抜け道路の導入、外から利用できるようトイレ入り口の変更、緊急用ヘリの離着陸エリアの整備、スリー・オン・スリーのバスケットコートを設置、足を洗う場や水飲み場の整備、ステージスペースの整備、グループ室・静寂読書室の設置、テラスやくつろぎスペースの設置、児童・子育てと一般の読書スペースの区分、授乳・おむつ替えスペースの設置、キッチンカー・マルシェの開催に備えた車の乗り入れができるよう整備、周辺の散策路の整備、イチョウの木の保存など、いただいた意見を基にこれらは反映させていただいているところでございます。その辺を御理解をいただいて、また今後、町民の皆様方からどうなってるんだという御意見があれば、本日答弁させていただいた、そういった内容をまたお知らせしていただければありがたいな、このように思うところでございます。

○議長（小寺 俊輔君） 藤森議員。

○議員（8番 藤森 正晴君） この町民から意見書をお願いするに当たり、最初はホームページでの意見書を求められたわけですが、これでは、やはり町民の方に皆、意見を聞くことができないから、各戸、広報かみかわの配布と一緒に入れる形で求めてはとお願いをしたんですけど、時期的に間に合わないということで、結局新聞折り込みという形を取られました。しかしながら、折り込みを見られた方はいいんですけど、見てない方、また新聞を取ってない方には、やはり十分この意見書を求めるということが届いてない。やはりここら辺りを考えれば、もっと本当に町民の皆の意見書を聞くとあれば、もう少し時間的に、折り込みじゃなしに、各全戸に配布できる余裕の中の意見書を求めるべきであったけれど、何か急遽、ぼっと取ってつけたように町民の意見を聞こうというような思いだったように感じるんですけど、そこら辺りはどうですか。

○議長（小寺 俊輔君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） いろいろな御意見があろうかと思ひます。しかしながら、繰り返しになりますが、この計画に当たって、そして、また何回も言ひますが、学校跡地活用については、その周辺地域または小学校区の方々の御意見を聞きながら跡地活用に努めてきたというのがこれまでの神河町の姿勢であるというところをまず御確認いただきたい。その上で、全町的な施設ということも踏まえて、できるだけ早い段階で広く呼びかけをさせていただいたというところがございます。呼びかけの方法、ホームページに記載する、あるいは広報でお知らせする、あるいは新聞折り込みをする、告知放送をする、そういうこととさせていただきますので、あとは議員の皆様方がそれぞれの、我々は執行部として、現在の進捗率も常任委員会の中で報告させていただいておりますので、そういった情報を、また議員の皆様方が町民の方々にお知らせをしていただく、そういうこともしていただいたというふうに捉えておりますので、受け止め方、少し遅過ぎるという御意見もあろうかと思ひますが、私どもとしては、この間順序立てて、この地元を中心に検討を重ねて現在に至っているというふう認識しているところとさせていただきます。

○議長（小寺 俊輔君） 藤森議員。

○議員（8番 藤森 正晴君） いろいろと応募なり意見を聞く方法があろうと思うんですけど、今回はそういう形で町民からの声も上がっております。今後そういう形も生かして、ひとつまた意見を聞いていただきますように思ひます。

次に、2つ目の質問に入ります。先ほどの答弁、いろいろ聞きますと、どうも着手、工事中の意見の要望というのは厳しいということ、私もそれは感じております。そういう形でやっていく中で、これはやはり、町民の皆さんに聞いて考えるべきであろうなということも出ようかと思ひます。そこら辺りの思ひはどうですか。

○議長（小寺 俊輔君） 真弓ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（真弓 憲吾君） ひと・まち・みらい課、真弓でございます。それでは、藤森議員の御質問にお答えさせていただきます。

整備工事中の着手中の意見、要望が出たときの、どうするのかということとさせていただきます。整備工事に着手するまでには、現在、基本設計、実施設計を進めておりますが、これが完了しまして、全て内容を固めた上で、建築基準法に基づきます建築確認申請でありますとか、開発に係ります各種許認可の進めていくということになります。このため、認可をいただいた後の着手中に出る意見、要望につきましては、原則変更等はできないと御理解いただきたいと思ひます。

以上、藤森議員の御質問の回答とさせていただきます。

○議長（小寺 俊輔君） 藤森議員。

○議員（8番 藤森 正晴君） 原則できない、これは私も理解はしておるんですけど、原則ですから可能性もあるということとさせていただきます。

そこで、工事が始まり、完了するまでの進捗状況を、それぞれ担当課といひますか、

行政から工事現場の視察といいますか、そういう形を進めると思うんですが、どういう形でこの完成までの状況の視察なり、そういう思いを持たれますか。

○議長（小寺 俊輔君） 真弓ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（真弓 憲吾君） ひと・まち・みらい課、真弓でございます。着手した後につきましては、設計監理といいますか、そういうふうな業者さんにまた委託をしながら進行管理をしていくということになるかと思っております。また、委員会の視察等にも対応させていただきたいと思いますが、基本的に工事現場になりますので、いつでも誰でも入れるということになるのかならないのか、ちょっとその辺りにつきましては、工事着手する中で業者さんとも相談しながらの対応となるかと思うところでございます。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） 藤森議員。

○議員（8番 藤森 正晴君） 以前にも申し上げましたんですけど、担当の若い職員がおると思うんですけど、神河町内、若い人でプロジェクトいますかね、これを完成するに当たり、若い方にしっかりと最後まで自分らで現地行って監督といいますかね、またその設計を見ながら、ここはこうしたほうがいいんちゃうのというようなことも出てこようと思います。だから、そういう形でひとつ、もう管理職がメインでそういう現場監督じゃなしに、若い職員にひとつこの事業は任そう、これは神河町の大きな事業であるから自分らの将来を託す形に仕上げる、完成まで任すぞという、そういうような思いの、この完成までの職員に任すという思いは持っておられますか。

○議長（小寺 俊輔君） 真弓ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（真弓 憲吾君） ひと・まち・みらい課、真弓でございます。おっしゃるように、担当につきましては若手職員がついておりますし、この間、役場の若手職員のワーキングチームといったものも、このワークショップ等にも参画いただいていろいろと意見交換をしているところでございます。折に触れまして、できるだけそういう機会を持てるように努力していきたいというふうに思います。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） 藤森議員。

○議員（8番 藤森 正晴君） 努力していきたいやなしに、やはり今までであれば、各課責任の管理職いますか、そこが面的に現場視察なり進捗状況見てたんですけど、やはりこの件に関しては、私は若い職員、しっかり頑張ってもらうためには、そういう方向にぜひともしていただきたいと思います。

それともう1点、現場がだんだんできていく形で、町民の方も気になろうと思うんですけど、町民の方への現地視察というような思いはありますか。

○議長（小寺 俊輔君） 真弓ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（真弓 憲吾君） ひと・まち・みらい課、真弓でございます。発注先の業者さん等とも相談をさせていただきながら、必要に応じてそういう機会も設けていければというふうに思います。以上です。



○議長（小寺 俊輔君） 藤森議員。

○議員（8番 藤森 正晴君） 大変完成が近づけば、関心を持たれて当然だと思います。やはりそういう形で町民の方たちに見てもらって、町民一体となって完成しよう、そういった中で、町民からここはこうしてくれというようなこともあろうかと思います。そこら辺りも含める中で、少しいい形で進めていっていただきたいと思います。

次、3つ目でございます。それが完成した後の維持管理、また、財源はどのようなお思いを持っておられますか。

○議長（小寺 俊輔君） 真弓ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（真弓 憲吾君） ひと・まち・みらい課、真弓でございます。完成後の維持管理、経費等の御質問でございます。

完成後の維持管理財源につきましては、基本的には町費となります。公共施設管理計画では、当施設の完成後には、神崎公民館、体育館を改修することになりますので、これらにかかっていた維持管理費をベースに考えることになろうかと思います。また、公園管理というこれまでと違う要素も追加されますので、それらも併せた検討が必要になろうかと思っております。いずれにしましても当施設は、町はもとより神河町周辺地域のシンボリックな施設となりますよう、今後の運営手法も含め、直営あるいは指定管理、業者委託など、ほかの自治体の事例等も参考にしながら、令和5年度中に方針を決定していく予定でございます。

以上、藤森議員の御質問の回答とさせていただきます。

○議長（小寺 俊輔君） 藤森議員。

○議員（8番 藤森 正晴君） 今後2年の間にしっかりとその方向を出していただきたいんですけど、町長の所信表明の中に、有利な財源確保を図りながら計画的にという、今のところまだ有利な財源というものは見えてませんね、見えてますか。

○議長（小寺 俊輔君） 真弓ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（真弓 憲吾君） ひと・まち・みらい課、真弓でございます。整備につきましては、当初予算にも計上させていただいておりますが、国の内閣府のデジタル田園都市国家構想交付金の地方創生拠点整備タイプというのものも、先日内示を受けまして交付申請を今、行っているところでございます。こういうものも有利な財源として確保してきたということでございます。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 藤森議員御質問の完成後の維持管理についての特定財源といえますか、交付金的な財源はあるのかという質問だと思います。

維持管理の財源については、現在のところ、有利な財源というものは現時点ではないというのが正直なところでございます、維持管理になってまいりますので。そんな中で今後、どういうんですか、いろいろな財源も調査していきながら使えるものがあれば、芝の張り替えであるとかそういうふうなところは、いろいろと補助制度はございます。

グリーンエコー笠形のグラウンドゴルフ場についても、あの芝については補助金を活用させていただいたというところでもありますので、そういうものもございますので、そういう補助事業をしっかりと常にリサーチしながら維持管理に努めていきたい、このように考えるところをございます。そのほか、この公園を、そして図書スペースを愛していただく、愛着を持っていただく、そういうふうなところから、職員も含めてボランティア的なそういった維持管理の作業もみんなでできればと、そんなことも思うところをございます。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） 藤森議員。

○議員（8番 藤森 正晴君） しっかりと財源確保といいながら、それぞれの施設が調整する中の財源は出てこようと思えますけど、やはりこれは町費、町からの財源となります。そこで、先ほどグラウンドゴルフ協会からの案というものは、一つはやはり人を集めよう、集める中で、集めれば財源が生まれるということで、グラウンドゴルフ場設置という案が出たと思えます。当然、グラウンドゴルフ場ができれば、多方面からたくさんの方がそういう話題を聞いて利用されます。となれば、使用料は当然上がってきます。だから、そこら辺りを含める中のグラウンドゴルフ協会の思いでもあったんですけど、今回できませんという形にはなったにしろ、する中で、せめて少しでもスペースを取る中で楽しんでいただけることであれば、また、そういう形の評判が流れ、多くのお年寄りの方も来られます。またそういった中で、子供たちもサッカーなりできるような状況も出てくると思うんですけど、そこら辺りを完成していく中でもし可能であれば、そういう財源ということも考えてやっていくべきと思うんですけど、いかがですか。

○議長（小寺 俊輔君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） グラウンドゴルフ場につきましては、一番最初の質問の中で答えさせていただいたところをございます。グラウンドゴルフ場、御承知のように、最近大会をされるのは、はにおかグラウンドをございます。あのグラウンドいっぱい3コースを設置をして大会をされるわけをございます。したがって、グラウンドゴルフの大会をしようとするれば、最低あのグラウンドの面積は必要だということになるわけをございます。そういうふう考えたときに、このたびの整備をする栗賀小学校跡地ではやはり不可能であるということでもありますし、それ以前に、周辺、小学校区の方々に組織する検討委員会の中で議論をする中では、老若男女が日常的に使える、そういった多目的な公園というのが基本にあるわけをございますので、そのように考えますと、そこを優先すれば、グラウンドゴルフ場というのは面積がとてもではないですけども確保できないということでもあります。そういったこともお話をさせていただいて、グラウンドゴルフ協会の方々ともこの議論はさせていただいたところをございます。今後、またその跡地が整備が完成すれば、そして神崎公民館、体育館の跡地活用もまた出てくるわけをございますし、そういったことも含めて、今後考えなければいけない問題というふうにと捉えております。

○議長（小寺 俊輔君） 藤森議員。

○議員（8番 藤森 正晴君） 財源という形で、それぞれのイベントのある使用料等もいろいろと出てくると思うんですけど、そこら辺りも含めて、一般の方の使用から財源は生まれるという形も考えていただきたいと思います。

次に、大きな2つ目の質疑に入ります。書かない窓口、待たない窓口の設置を望むが、思いはいかがですか。

○議長（小寺 俊輔君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） それでは、藤森議員の御質問にお答えさせていただきます。

国の施策としてマイナンバーカードの取得を推進しており、取得したメリット、そしてマイナンバーカードを利用した行政の申請等に利用することで、何枚もの申請書等を記入することなく申請ができ、また、待つことなく証明書発行や手続が完了できれば、住民に対しサービスの向上につながるのではないかと質問であるというふうに捉えております。

その上で回答させていただきますが、私も将来的にはそのようなサービスが展開できるのではないかと期待しているところでございます。昨年、私も中播磨県民センター長のお声がけによりまして、自治体D Xの先進地視察としまして、三木市に視察に行かせていただきました。三木市では転入手続において、来庁者が自らタブレットに署名と必要項目を入力することにより、手書きの申請をなくし、入力時間はかかりますが、自らタブレットに入力を行うことで待たされた感覚はなく、好評ということでございます。必要項目を入力することで必要な窓口が特定され、あとは担当窓口に行けば手続が完了するというものでありまして、入力をした段階で関連するこの担当課のほうにその情報が流れ、その情報を基にそれぞれの担当課で発行準備ができていくという、いわゆる本当にワンストップの進化系という形になってまいります。これらのシステムは、三木市とコンピューター会社の日立システムズが共同で開発中のシステムでありまして、システムが完成すれば、当町においてもそのシステムの利用も可能となると思いますが、その域にはまだ達していない状況にあります。また国では、自治体窓口D X（書かないワンストップ窓口）というシステム開発を今年度から始めていくという方針を聞いており、国と市町の取組が今後始まろうという状況であります。

詳しくは総務課長から御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 岡部総務課長。

○総務課長（岡部 成幸君） 総務課、岡部でございます。総務課のコンピューターの担当の課ということで、藤森議員の御質問の詳細説明をさせていただきます。

全国的に自治体窓口D Xの取組が始まろうとしております。兵庫県下では、三木市や加古川市で書かないワンストップ窓口の取組が行われています。町長が先ほど申しましたとおり、昨年、先進地視察として、三木市の取組状況を視察させていただきました。三木市では、転入手続で住民が役所に来られた場合、複数の部署で申請や手続を行う必

要があります。三木市の取組では、来庁者がタブレットに必要項目を入力し、その情報が必要な窓口へ送信されます。来庁者は入力の後、手続が必要な窓口案内されるという仕組みでございました。案内された別の窓口では、既に来庁者のデータが来ているため、待ち時間が削減されるというものです。また、システム化がされているために、職員の窓口経験が浅くても必要な部署に案内ができるという利点などもあることも紹介をしていただきました。まだ開発中ということですが、申請書の入力をタブレットを利用した、よい先進地の事例を学ばせていただくこととなりました。

しかし、タブレットによる申請の入力は、書かない窓口にはなりますが、待たない窓口にはなりません。インターネットを使い、マイナンバーカードをひもづけ、自宅に居ながら申請ができるようになれば可能となりますが、国の標準的なシステムはまだそこまでは進んでいない状況でございます。

また、スマホやパソコンが使えないお客様への対応も一方では必要です。現在の町の対応は、転入の手続等で住民生活課の窓口に来られた場合、住民生活課の担当が対応している間に、住民生活課以外の関係課にも連絡をして、それぞれの担当が住民生活課の窓口を集まり、同時に手続を進められるような対応を行っております。これは、来庁者に各窓口を回っていただくのではなく、いわゆる総合窓口のように、1か所の窓口でそれぞれの手続が完結できるように行っているところです。多くの手続が必要となるため、多少時間はかかりますが、小さい町ならではの対応として、住民に優しい対応であると考えております。

デジタル庁は、令和5年度から自治体窓口DX（書かないワンストップ窓口）に関する取組を始めようとしており、自治体と共同して取り組むことで、書かないワンストップ窓口の全国展開を加速させるとしています。

以上のことから、議員質問の書かない窓口、待たない窓口の設置については、国の動きに連動しながら、導入できる部分は積極的に導入したいと考えていますが、システムの完成度からいけばまだ課題がある状況ですので、近隣の自治体の状況も注視しながら、導入できるものから順次導入していきたいと考えております。

また一方、スマホやパソコンを苦手とする方への対応も必要で、先ほど申しましたように、総合窓口的な対応も今後行ってまいりたいと考えております。

以上、藤森議員の質問の回答とさせていただきます。

○議長（小寺 俊輔君） 藤森議員。

○議員（8番 藤森 正晴君） この書かない窓口の情報、私知ったのは、大方1年余り前に北海道の北見市の記事が新聞に出ておまして、おお、これはお年寄りいいですか、私たちでもいいなど。ほとんど受付に行ったら、これをこれをとこう書類に書くんですけど、やはりそれぞれの中でマイナンバーカードか免許証なり自分の身分のを出せば、あとずっと書かないで、最終的には確認のサインはしなければいけないかもしれませんが、これはいいなと思いました。そして今回、予算書の中でこういう形で予算の中

で上がってくるかと思ったんですけど、上がってきませんでした。

近隣においては、宝塚市、加古川市、そして近くではたつの市の記事も予算の中で上げるという形の記事が面的に出ておりました。ああ、これはもうぜひとも郡内といえますか、近くで我が町が一番最初にやらねばいけないなと思って今回質問をしたわけなんですけど、今の答弁聞く中でいろいろと難しいというか、そういう点があります。また、これをすることによって職員の負担も増えという形のデメリットも出てくると思うんですけど、何とか私の思いとしては、この近隣、郡内よか一番先に手を挙げて、この方向に進むように頑張っていたいただきたいんですけど、どうですか。

○議長（小寺 俊輔君） 岡部総務課長。

○総務課長（岡部 成幸君） 総務課、岡部でございます。先ほど町長のほうが答弁されましたとおり、将来的にはこのような動きに全国的には進んでいくと思います。その中で、議員御質問の郡内では一番先にといいことでございますが、現実そうなるかどうかは分かりませんが、ぜひとも神河町といたしましては、そういったデジタル化の窓口対応についても、やれることについては本当に積極的にやっていきたいというふうに思っております。

ちょっと余談になりますけれども、住民基本台帳の住民票でありますとか戸籍等のコンビニ交付というサービスがあると思うんですけど、これは神河町で早く取り組んでおります。ところが、県内の自治体でも、この春から運用を始めるようなところもあります。そういうのを神河町がやってるんだから、僕、全部の市町がやっているんだと思っておりますと、なかなかやっぱりそうではなくて、神河町、なかなか頑張って、先進地といえますか、先に取り組んでいるところもあるというふうに思っておりますので、これからもやれる部分については頑張ってやっていきたいなというふうに思っております。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 藤森議員。

○議員（8番 藤森 正晴君） 国の動向を見ながら進めていくということでもあります。

こないだの委員会の中で、健康福祉課の窓口のほうで、マイナンバーカードの申請に来られてちょっと混雑し、また、怒られて帰った方がありましたというようなお話も聞く中で、やはりこの制度があれば、そういう方たちも緩和されたんじゃないかと思えます。しっかりどこの自治体も多かれ少なかれ早い時間帯に、これは実現しようと思えます。何とか神河町も一先に率先してやろうという思いで推進いただくことを期待しまして、質問を終わります。何かコメントありましたら。

○議長（小寺 俊輔君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 私もこの自治体DXというところについては、講演も聞いてまいりました。ぜひ時代の流れというところで進めていかなければいけないという思いでございます。そんな中で、三木市のほうへ視察にも行かせていただいたということで、先ほどの答弁の中でも申し上げましたように、三木市についてはそのコンピューター会

社と、今、共同でシステムを開発してるということでありまして、新しいことをやろうとしますと、補助メニューがまずございませんので自主財源となってまいります。そこにコンピューター会社と共同でということになりますから、幾らかの負担は軽減されるんですが、いずれにしても、新しいシステムということで独自にやろうとすると、補助メニューございませんから、一般財源になるか、それとも幾らかの負担を共同でメーカーとやっていくということになります。そんな中で国が動き出したということは、国も全国的にそういった使えるシステムを開発ということでもありますから、そうなってくれば、国の事業として補助メニューも出てくる、そういう意味から、有利な財源を確保するというのも、我々効率的な行政運営をするためには必要でありますので、そこも見ながら、そしてそれ以外の部分で独自にできることはどんどんやっていきたい、このように考えております。

若い方々は絶対にこのデジタルなんです。ところが一方で、高齢者の皆様方はまだまだこのデジタルではない、アナログ形式でやっぱりサービスをしなければいけないということで、当面はその両面で神河町としても取り組まなければいけない、そういう思いでございますので、基本は進めていくというところを御確認いただければというふうに思います。

○議長（小寺 俊輔君） 藤森議員。

○議員（8番 藤森 正晴君） いろいろと先ほど書かない窓口、待たない窓口は、これはちょっと私も失態だと思うんですけど、先ほどの学校跡地の公園、図書の件においても、やはり神河町は違ってきたな、違うなという思いを期待をいたしまして、質問を終わります。

○議長（小寺 俊輔君） 以上で藤森正晴議員の一般質問は終わりました。

○議長（小寺 俊輔君） ここで暫時休憩します。再開を10時45分とします。

午前10時16分休憩

午前10時45分再開

○議長（小寺 俊輔君） 再開します。

次に、6番、吉岡嘉宏議員を指名します。

6番、吉岡嘉宏議員。

○議員（6番 吉岡 嘉宏君） 6番、吉岡嘉宏でございます。それでは、私のほうからは、3点について一般質問をさせていただきます。

まず、1つ目、空き家の定住促進住宅化の推進はということで、令和3年に本村区に2軒、栗区に1軒、計3軒の空き家を町費でリフォームし、町営住宅である定住促進住宅の入居募集をしたところ、3軒の入居がございました。このことを長谷エリアだけに限定せずに、毎年1軒でもいいですから、町内で空き家対策と人口増対策として実施す

べきではないでしょうか。まず、長谷エリア 3 軒の空き家を定住促進住宅にされた経緯からお聞きします。よろしく申し上げます。

○議長（小寺 俊輔君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） それでは、吉岡議員の御質問にお答えさせていただきます。

空き家の利活用については、地域創生総合戦略においても重点事業の一つとして位置づけております。老朽空き家を公費負担で除去するという事業も実施している現状でもあり、社会資本ストックとして考えれば、空き家は活用できるうちに活用することが人口増の取組としても必要であることも認識しております。そこで、現在の空き家活用方法としましては、空き家住宅を購入された方へ、若者世帯向けリフォーム補助事業や兵庫県と町の共同事業である空き家活用支援事業などを活用して改修していただいております。

長谷地域の定住促進住宅事業に取り組んだ経緯といたしましては、町長懇談会や区要望において、長谷地域にも町営住宅を建ててほしいといった要望により実施された事業であります。総務省の補助メニューで実施したわけですが、整備する条件として、周りに行政機関や学校、駅、商店が集まる基幹集落であって、3 軒以上の空き家を活用することなど一定の要件をクリアし、この定住促進住宅 3 軒の整備になっております。整備後は、なかなか入居者が決まらず苦勞した経緯や、中古物件ならではの屋根裏の動物、蜂などの侵入対策、雨漏り、周辺敷地の草刈り費用の負担、進入道路や水路の劣化補修など、いろいろな問題もございました。また、10 年の補助金適正化法の制限を受けるため、所有者理解も必要となってまいります。このようにいろいろな課題もあることがその後、判明してきたところであります。

そこで基本的には、町が直営で空き家改修をするということではなくて、必要な方が必要な場所で必要な改修を行われる際に、町が補助させていただくということを基本にする、あるいは中間的な組織により取り組まれる空き家利活用や、空き家のリノベーションを町が支援していくということが適当ではないかと考えているところでございます。

しかし、空き家所有者の中には、空き家バンクへの登録はちゅうちょするが、役場が活用するならお願いしたいという方もおられるのは事実でありまして、その点について、今後新たな仕組みづくりも必要であると認識しているところでございます。

以上、吉岡議員の御質問の回答とさせていただきます。

○議長（小寺 俊輔君） 吉岡議員。

○議員（6 番 吉岡 嘉宏君） 6 番、吉岡です。今の回答の中で、1 点ちょっと確認したいんですけども、最後のほうの町長の御答弁のほうで、町が直営で空き家改修するのではなくて、町の補助のようなことでどうかと基本に思っている。その次、あるいは中間的な組織により取り組まれる空き家利活用や空き家のリノベーションを町が支援をしていく、その中間的な組織というのがちょっとイメージ湧かないんですけど、これ、課長さんになるのかな、教えてください。

○議長（小寺 俊輔君） 真弓ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（真弓 憲吾君） ひと・まち・みらい課、真弓でございます。

この中間的な組織といいますのは、以前に神河町で取り組んでおりました田舎暮らし推進協会といったような半公共的なものでありますとか、あるいは町内の不動産業者さんがそういうふうな取組をされるとかいうふうなことを、そういうふうな活動、取組が行われればいいなというふうなことも期待しながらの、この中間的な組織ということにさせていただきます。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） 吉岡議員。

○議員（6番 吉岡 嘉宏君） 吉岡です。中間的な組織の意味は分かりました。

次に、この長谷エリアで行われました定住促進住宅、これについては、私は空き家対策と過疎対策と一挙両得の非常にいい移住者の施策であるというふうに思っています。この長谷でやられたいうことに僕は意義があって、特に空き家が進む遠隔地、過疎地、こういったところでやるということがすごくいいことやったなと思います、人が少しでも増えてほしいという思いで。その辺の検証ですね、私の感想を今言いましたけども、執行部がどういうふうはこの事業をされて、どういう検証をされてますでしょうか、お願いします。

○議長（小寺 俊輔君） 真弓ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（真弓 憲吾君） ひと・まち・みらい課、真弓でございます。

議員おっしゃるように、過疎地域でこういう事業をするということで、人口対策にもなるだろうということでは一定の評価をしているところではございます。

ところが、先ほど町長のほうから申し上げましたように、実際、整備当初につきましては、なかなか入居者がなかったりとか、入居者がなくても所有者の方に賃料だけは払わないかんというふうなことになると思います。そして、一定の改修をして住んでいただくんですが、その後、やはり中古住宅ということですのでいろんな問題が起きてきまして、その修繕対策といいますか、それに費用がかかるというふうなことも出てきております。そういうふうなことを考えましたときに、積極的に空き家を活用してというふうな取組が少しちゅうちょされると、積極的に取り組むということではないという状況がございます。

そういうふうなことも総合的に考えて、やはり効果とメリットとデメリットということがありますので、その辺を総合的に考慮しながら、今後検討させていただいたらと思います。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 少し私のほうで補足をさせていただきます。

1回目の答弁の中でも申し上げたわけですが、集落懇談会する中において、当時、若者向け町営住宅につきましては新野駅前、そしてまた第二弾として、中村の役場跡地に建設をするということでもありますし、また、家賃補助制度を町営住宅建設以前



からスタートをしておりました。その中で集落懇談会で出てきたのは、人口増、若者定住という意味において、神河町から町外に転出していくということを防止する、いわゆるダムのそういった機能を果たしていただいていることは十分理解はしてるんだと。しかしながら、中心部に若者が集まること、それは何も悪くはないけども、結果として山間部の若者がやっぱり中心部に出ていくということは、少しこの山間部にとっては源流域にとっては、やっぱり過疎化がさらに進んでいく、少子化が進むということになるので、何とかそういった、今は長谷地域としては、長谷地域にも以前、長谷のいわゆる町営住宅といいますか長谷寮があったところから、そういったものを建設できないかという御意見があったわけです。

それに対しては、長谷地域で新しいものを建てるということはなかなか厳しいものがございます。ただし、空き家はどんどん増えているということでもありますから、全国的に見てもその空き家を活用して、それを賃貸住宅として活用するということがされておるので、ぜひ神河町においてもやりたいという話の中で補助メニューを探したところ、あったわけがございます。それが条件がいろいろありまして、最低3戸を整備するということでもありますし、1件当たりの整備費用も一応限度額というものが決まっております、その限度額の中で整備をしなければいけない、こういうことがございます。

よい事業が見つかったのでやろうということでゴーサインを出してしました。問題点は、今課長が申し上げたとおりであります。しかしながら、少し時間はかかりましたが、この改修した賃貸住宅については、入居者が決まって今も入居いただいている、そのことは効果があったということですが、さらにその制度を活用してやろうとすれば、もう少し、どういうんですか、役場がこの物件を役場の目線でリフォームして、それも限度額決まっていますので、やった、しかしながら入居しようとする方は、自分としてはここじゃなしにここしてほしいとか、そういうふうなところも問題の一つでもございます。ですので、どちらが先なのかということはあると思いますが、一応移住したいという方がいらっしゃって、そこに空き家があるのであれば、それをじゃあ、役場が、行政が賃貸するけどもどうでしょうかと、どういうふうにしたらいいですか、ただし限度額決まっていますよというような、丁寧な時間をかけてそういう意見交換ができれば、また、その移住希望者の希望に沿った、限度額が決まった中での改修もできるんかないうて私自身は思っているところでございます。それとあわせて、やはり最低3戸分を確保しなければいけないということでもありますから、そういったやり方もあるのかなというふうには思っております。

さらには、その限度額があるとしても、その限度額は限度額として町がやりながらも、そこに移住していただく方々、所有者の了解もいただきながら、それ以外の部分にリフォームをかけることは自費でやっていただく、そういうことも可能であれば、今後可能性としては出てくるというふうには、私、思っているところでございます。

いずれにしても、そういった手法も凝らしながら、今現在取り組んでいる各種若者定

住政策、住宅支援については、今後も続けていきながら新しいシステムを考えていかなければいけない、このように思っているところでございます。

○議長（小寺 俊輔君） 吉岡議員。

○議員（6番 吉岡 嘉宏君） 6番、吉岡です。非常に細かいその後の説明、町長からいただきまして、私も考えるところであります。

ちょっと話替えますけども、プライバシー保護ありますので、名前は出しません。こういう話があるんですね。最近聞いて仰天したんですが、とあるプロスポーツのOBの方、プロスポーツの名前を出すと、もう名前言うたんと一緒になるから出しません。とあるプロスポーツのOBである60歳代のかなり有名な人が、夫婦で神河町の遠隔地に移住を決意された。これも地名を言うといろいろ後々あったらいかんと思うので、遠隔地にしておきますね。もう建設準備に入っておられるいうとこまで聞きました。非常に喜ばしいなと思います。その遠隔地の地元の人に話を私聞きました。そしたら、神河の自然環境のよさ、そこはめっちゃめっちゃ景色いいです。言われてみれば、どこにも負けないぐらいの見晴らし、地元におるから私は灯台下暗しで分からなかった。町の人が見たら、そら、すばらしいってばっと感性のええ人は思うてやと思います。そういうことでした。それと、近所に家を建てると近所付き合いが始まりますが、近所の方の非常に親切な態度、どっちかいうたら、その態度のほうで決まったらしいですけども、そういう神河町のよさがあるんですね。我々どうしても、先ほど言うたように、若者流出阻止とかいうことに目が行きがちですけども、移住してきての人の心理は、神河、特に、僕らは毎日当たり前のことで分かりませんが、めっちゃめっちゃ空気がきれい、蛇口から出る上下水道課のつくった水道の水がもうめっちゃめっちゃおいしい。これ、高いいうデメリットもありますが、そういう話をよう聞くんですね。

環境塾というのがありまして、この話と別なんですけど、環境塾のある人の話を聞いたら、今僕が言うたことをおっしゃいました。都会で疲れたり、もう都会の人混みが嫌になったり、アスファルトやコンクリートが嫌になったりする人はいっぱいおるんですね。そういう人たちが田舎暮らししたいって来るのに、神河町は用事があって姫路や神戸に行くのにも、播連あるわ、JRあるわで非常に便利な田舎になっているというんで、そういう住居ハブの町というふうに僕は思ってますというような衝撃的な話を僕は環境塾で聞いて、うれしかったんですけども、1年1戸どうやって言うとなのは、例えばね、長谷エリアみたいに3軒も役場が担当すると、役場の人も疲れてしまいます。ですので、1年に1戸でええと思うので、特に遠隔地で、言葉悪いですが、過疎地でやることによって、さっき言ったように、すばらしい見晴らしのそこをリフォームすれば、きっと僕は手が挙がると思うんですね。

もう具体的に話、僕は思っただけですけど、僕ばかりしゃべって悪いんですけど、定住移住施策は山名町政の目玉の一つです。観光にも力を入れて、スキー場も大盛況。それはいいんですけども、定住移住施策、これをやるんにね、定住移住施策の中で、町が

実施主体じゃなくて、第三者機関に委ねるとかというような話がありましたが、そうじゃなくて、町がやっぱり1年1戸でいいですから、改修の主体となるべきや思うんですね。さっきの町長の話の中では、区長会等で長谷エリアから声が出て、長谷に1つ昔みたいに長谷寮があったやろと、同じようなことでけへんかというのがヒントでやったということなんです、これね、区長会で、例えば新田であるとか、川上であるとか、上小田であるとか、大畑であるとか、見晴らしもええ、空気もええとこいっぱいあるんですよ。これを、町、一つ考えたいんで、区長さんたちどうでしょうかねと、手挙げていただく区があれば貸家の方とも交渉させてもらおうし、こういう実例が長谷であり、上小田ではこういうようなこともありそうやと、こういうような話をしてもうたらどうかと、これはやっぱり町の移住施策は売りなんで、不動産屋に任せるとか、田舎暮らし推進協会に任せるとか、僕はちゃうと思います。町がやっぱり1年1戸やる、こういうことで頑張っしてほしいな思うんですけども、これ、町長なるんか、真弓課長になるんか、副町長になるんか分かりませんが、いかがですか。

○議長（小寺 俊輔君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） この、どういうんですか、後押ししていただける御意見、非常にうれしく思うところでございます。私も日頃から神河町の現状を捉えたら、もっともっと強力に進めなければいけないというふうに言っておりますし、また職員会議の中でも、また管理職会議の中でも言っているわけでありまして。もう、なぜなら、これまでも何回も言いましたが、この出生数の減少、目標に対してどれだけ差があるかということでございます。やっぱりそこを総合戦略で80人と言っているのに、現状がまだ50人とずっと推移してきている、そのことをどう捉えるんだと。

今御指摘いただいているのは、若者定住だけではなくて、いわゆるリタイアされる、一定リタイアされた方も移住していただける、これが選ばれる神河町という形でも非常にメリットがあるという話でございますので、総合的に移住政策を進めるというところは基本でございます。

しかしながら、やっぱり持続可能なまちづくりをするためには、次の世代、世代交代がスムーズにできる、そういうまちづくりをどう進めていくかということでもありますので、そこも強力に進めていきながら、あわせて、おっしゃるような政策、これは当然町として考えなければいけないものというふうに、そこは強く思っているところでございます。

今回の111回定例議会の中でも、例えば長谷地域のカクレ畑の分譲地についても13区画あるのですが、1区画が入居いただいて住まれておりますけど、それ以降進んでいないということでございます。地域創生スタートしてから、私も何とかカクレ畑も増やしていかなければいけない、このように申し上げながらも、この結果が出ていないというところでございます。ここは企業との関連もございまして、そこは企業との協議が必要になってきますが、そういった分譲地についてもやっぱり町がもう少しこ入れ

をしていくような、そういうことも考えながら、あわせて、新しいメニューを考えていくことこそが地域創生、さらに加速化させるための政策になろうかというふうに私自身感じているところでございますので、御意見頂戴したこと、これからの政策に活用させていただければというふうに思うところでございます。

○議長（小寺 俊輔君） 吉岡議員。

○議員（6番 吉岡 嘉宏君） 6番、吉岡です。決意していただいて、ありがたく思います。これで1番は終わるんですけど、住民の皆さんは、やっぱり役場が実施主体で改修の主体者である、これでどれほど安心安全で心強いかがというのが僕はあると思うので、そのことも今後の参考にしてほしいなと思います。

それでは、2番目の質問に入ります。ニガ竹処理場の今後は。これは進捗状況については、議員の我々には委員会等で説明はしてもらっていますが、ケーブルテレビ中継ありますので、今の進捗について、この放送を通じて住民の皆さんに知ってもらいたいなという思いもありまして、質問しています。

令和4年度から6年度に造成仕上げ工事の計画が進んでいるが、仕上げ工事後はニガ竹の産廃処理場は閉鎖になるのか。閉鎖になるのであれば、その代替案はあるのでしょうか。よろしくをお願いします。

○議長（小寺 俊輔君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） それでは、吉岡議員の御質問にお答えさせていただきます。

先日可決いただきました神河町建設残土砂等処分地設置条例一部改正の提案説明の際にも申し上げましたが、満杯状態となった建設残土砂等処分地の今後については、地元、鍛冶区及び大河区の御理解をいただき、当面、1回の搬入量がおおむね1,000キログラム以内の少量の瓦礫の搬入を継続させていただくこととしております。そのスペースの確保を現在施工中の仕上げ工事の中で行っており、この工事の期間中も少量の瓦礫は受入れをしておりますし、工事終了後も継続しますので、当面、処分地の閉鎖はいたしません。しかしながら、事業者様から排出される大量の瓦礫等については、令和3年度から受入れを停止させていただいており、今後も受け入れることができません。

ニガ竹処分場に代わる次の産業廃棄物処理場の設置については、町内部でも検討はいたしましたが、結論を申し上げますと、昨今の産廃処理をめぐる社会的な考え方や設置に係る経費の問題、費用対効果などから、当町のような小規模の自治体が産業廃棄物の最終処分場を設置し、運営していくということは適当ではないという判断をしたところでございます。ただし、ニガ竹処分地が果たしてきた役割、設置当時に始まった下水の工事をはじめ、多くの建設工事、災害復旧工事等で発生した残土を受け入れ、その工事費の経費削減に役立ってきたことも含めて、残土の処分地については、適切な場所が確保できれば設置をし、建設工事に係る経費の削減につなげていきたいと考えています。

詳細について、住民生活課から御説明いたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 井出住民生活課防災特命参事。

○住民生活課副課長兼防災特命参事（井出 博君） 住民生活課、井出でございます。  
課長が欠席ですので、私のほうから説明をさせていただきます。

ニガ竹の処分場は、兵庫県から平成10年に産業廃棄物の処理施設としての設置許可を受けております。おおむね25年前ということでございます。産業廃棄物処理施設の設置についての社会を取り巻く環境や許認可に係る手続等については、25年前と現在を比較しますと、かなりハードルが上がっております。

周知のこととはございますけれども、朝来市で産廃処理場の計画があるようだけれども、国道沿いで計画反対ののぼりが立てられております。また、上郡町と赤穂市にまたがる山林でも計画があり、その賛否を問う住民投票が行われ、反対が賛成を上回る結果が出ております。周辺の住民同意が必要不可欠でございますけれども、その入り口部分で相当難しい対応が必要であると考えられます。

また、手続としまして、例えば施設整備計画、基本計画の策定や生活環境影響調査など、一定の期間をかけた計画や調査が必要ですし、また、経費もかかってきます。それらがクリアされれば、測量、地質調査、造成設計、造成工事、施設建設、施工管理など、現在、神崎郡で新しいごみ処理施設の建設に向けた作業を行っておりますけれども、それと同様の手続が必要になってきます。これら経費について、コンサルに確認しましたところ、大まかな概算ですけれども、1億程度は必要という試算でございます。

また、法的な観点から申し上げますと、産業廃棄物については、事業者はその事業活動に伴って生じた廃棄物を自ら処理しなければならないとされておりますが、こちらで調査したところでは、兵庫県下で自治体が産廃処理場を運営しているのは当町含めて3つの自治体しか確認できませんでした。町としても、次の処理場の設置について検討はいたしましたが、当町のような小規模自治体が莫大な経費をかけて産廃処理施設を設置することには、費用対効果の面からも適切ではないという判断をしたところでございます。

しかしながら、ニガ竹処分地は建設工事に伴って発生する残土も受入れをしておりました。設置当時に始まった下水の工事をはじめ、多くの建設工事、災害復旧工事等で発生した残土を受け入れて、工事費の経費削減にも役立ってきたところです。この残土については廃棄物ではありませんので、適切な場所が確保できれば設置をして、建設工事に係る経費の削減につなげていければと考えるところでございます。

以上、吉岡議員の御質問の回答とさせていただきます。

○議長（小寺 俊輔君） 吉岡議員。

○議員（6番 吉岡 嘉宏君） 6番、吉岡です。じゃあ、質問をします。

先ほどから仕上げ工事という話が出ておまして、令和4、令和5、令和6の3か年で仕上げ工事をされるということですが、どのような工事をそれぞれされるのか、年度ごとにお願います。

○議長（小寺 俊輔君） 井出住民生活課防災特命参事。

○住民生活課副課長兼防災特命参事（井出 博君） 住民生活課、井出でございます。  
まず、仕上げ工事ということでございます。これまで投棄された残土や瓦礫の受入れにより、現在、今処分地のほうが満杯に近づいてきているというところでございます。最終的な工事をするということでございます。これにつきましては、県民局の環境課からの指導をいただきながら、安定勾配によるのり面整形や、のり面の種子吹きつけ、また、排水施設などの工事を行うというものでございます。

今年度、令和4年度の主な工事につきましては、土工事が主な工事というところがございます。内容としましては、市川側ののり面を安定勾配に仕上げ、現在、市川側に張り出した形の土砂などについて、掘削することで残土と瓦礫を区分し、押し土、盛土により整形をいたします。また、排水構造物の工事として、縦排水路の設置もいたします。また、林道の一部付け替え工事について、ガードレールの撤去、また、ネットフェンスの撤去、舗装面の破碎撤去、かさ上げなどの盛土を実施してまいります。

続いて、令和5年度、次年度の工事は、主に排水構造物の工事ということになります。縦排水路、小段排水路、小段集水ます、林道排水路の設置、また、のり面の種子散布などを実施してまいります。

続いて、令和6年度ということで、これは主に林道部分の舗装工事やガードレールの設置、ネットフェンスの設置、管理用道路のコンクリート舗装、また、事務所や泥落とし場、トラックスケールなどの不用施設の取壊し、撤去などを計画しております。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 吉岡議員。

○議員（6番 吉岡 嘉宏君） 令和4、令和5、令和6年度の工事内容、分かりました。ありがとうございました。

次に、聞きます。現在、1事業1回限り1トンの土砂、瓦礫の受入れしかされてませんが、これでは土建業等行う方々の事業には到底使えないと思います。現在、土建業をされてる事業者の方の瓦礫等の搬出については、代替施設に出しておられるんだろうとは推測しますが、どういうふうになっているか、これは建設課長にお聞きします。お願いします。

○議長（小寺 俊輔君） 野崎建設課長。

○建設課長（野崎 直規君） 建設課、野崎でございます。それでは、吉岡議員の質問にお答えさせていただきたいと思っております。

まず、公共工事についての建設副産物、いわゆる建設発生土、それから建設廃棄物、コンクリート殻とか、アスファルト殻とか、そういったものの処分地の選定の考え方でございますが、兵庫県では、建設発生土につきましては県の登録施設に処分する、または公共工事間で流用をするということをしております。もう一つ、建設廃棄物、コンクリート殻、アスファルト殻、工事に伴い発生する伐採木とか、あと、木の根とか、そういうようなものにつきましても、県に登録されている再資源化施設から経済比較の上、

どの施設に持っていくかを選定し、搬出するというようにしております。神河町におきましても、この県の選定基準に準じて実施をしておりますが、建設発生土につきましては、令和2年度までは県の登録施設であったニガ竹処分場のほうに処分しておりましたが、令和3年度から県の登録が取り消されておりますので、搬入不可となりましたので、現在は国や県からの補助で行う工事につきましては、県登録施設で近隣の施設の中から運搬費、それから処分費等の経済比較をしまして決定をし、そこへ搬出するというようにしております。

また、町単独の工事につきましては、建設発生土の量は少のうございますので、一時的に高朝田の町有地に仮置きをさせていただいて、ある程度の量がたまったら一気に持って出ると。それも県の登録施設に処分するというようにしております。コンクリート殻、アスファルト殻、伐採した木や根につきましては、県と同様に、これにつきましても県の登録施設が隣の市川町にございますので、そこに搬出するというようにしております。

また、建設残土を有効活用していただくように、町内で土砂が必要な町民の方、または町内企業の方に町発注の工事の発生した残土を活用してもらおうという制度も平成28年度から制定しておりますので、それも活用していただこうと考えております。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 吉岡議員。

○議員（6番 吉岡 嘉宏君） 土建業の方々の件については、これで大体分かったんですけど、ニガ竹閉鎖に伴いまして、建設課長、土建業界のほうから苦情とかそういったものはないですか。

○議長（小寺 俊輔君） 野崎建設課長。

○建設課長（野崎 直規君） 町の発注する工事につきましては、今さっきも申しましたとおり、発生する残土をどこへ持っていくかということをごきちんとして、その費用も必要費用を設計費の中で見ておりますので、町の発注する工事に関してのそういった苦情はございません。町の発注した工事を請け負った土建業者の方々からの苦情はございません。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 吉岡議員。

○議員（6番 吉岡 嘉宏君） 6番、吉岡です。次に、先ほどの井出特命参事の説明がありましたように、産廃の新規建設は非常に困難ということはよく分かります。現在のニガ竹処理場ですね、何回も言いますが、1事業1回1トンの制限の中で、土砂、瓦礫の受入れ、今後1トンでいくと何年ぐらいつのか、どれぐらいの余裕、何立米とかいうような単位だろうと思うんですけども、その辺のことについて聞きます。

それと、今のニガ竹処理場の延命措置として、何かもっと広げたりとか、そういう努力、延命するための努力、その辺、この2点について聞きます。お願いします。

○議長（小寺 俊輔君） 井出防災特命参事。

○住民生活課副課長兼防災特命参事（井出 博君） 住民生活課、井出でございます。

まず、ニガ竹の延命という部分でございますけれども、このニガ竹の処理場の瓦礫の受入れに関しましては、この仕上げ工事に関連しまして、1,000立米、約1,800トンが搬入できるポケットを新設するという事で進めてございます。このニガ竹における瓦礫の受入れについては、令和3年度から1現場おおむね1トンを受入れをしておりますけれども、この仕上げ工事後においても、引き続き同様の1現場おおむね1トンの受入れが継続できるという状況を整備してまいります。

これが何年もつのかといったところでございます。この年間の受入れにつきましては、令和3年度から受入れをしております、その実績でいきますと、27トンで約15立米の受入れをしております。現在、この仕上げ工事で1,000立米のポケットを設けるということですので、これで試算をいたしますと、年間15立米で試算しまして、投棄による表面部の仕上げなどの覆土、盛土というんですかね、をさせていただく分も含めまして、約50年の使用期間というような形になってございます。

しかしながら、この地元区との覚書の中で、当面の間というような形での御了承をいただいているという状況でございます。そういったところから、3年ごとに使用継続についての地元との協議の場を持つということになっております。容量的には約50年間という状況ではございますけれども、以上のことから、現時点では瓦礫をいつまで受入れ可能かという部分について、はっきりと申し上げることはできないというところでございます。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 吉岡議員。

○議員（6番 吉岡 嘉宏君） 理論的には50年間もつと、ただし、1トンしか駄目ですよ。1事業1回1トンしか駄目ですよという制限つきで、住民の畑から出るぐり石出したりとかやったら、これは何とかもつんだらうなというふうに、それはそういうふうに思いました。

それと、鍛冶区、大河区との3年に1回の協議、いつまで続けるんだというところで、その話もちろん地元の意向も聞きながら進めてもらわんといかんなということで、よく分かりました。

ちょっと私、業者の人に私から聞いた話があってね、ちょっとこれ、また検討してほしい話があります。というのが、瓦については、例えば家潰しをしたら何トンぐらい出るんですかって聞いたんですよ、もう物すごいこのこと気になっただけからね。大きな家潰したら10トン、離れとか小屋潰したら5トン、こういう感じで、マックス10トンで、3トンから5トンぐらい仕事では出ると、非常に、もうニガ竹駄目やから、1トンぐらいではどうしようもないんで、よそに持って行ってますという話で、よそってどこまで行かれるんですかって聞いたら、姫路の御蔭のほうね、あの辺ぐらいまで行ってらしいですわ。結局、ニガ竹、料金も安いし、安いうことは、仕事出しての家の負担も安いわけですよ。その御蔭のほうまで行ってしもうたら、運搬賃から向こうの産廃業



者の料金とか勘案したら、ぼかんでもうめちゃめちゃ高くなって、住民さんにも高くつくようになってます、正直言ってこうですよ。こういう話やったんですね。

先ほどの建設課長の話では、コンクリート殻やアスファルト殻とかいうようなことについては市川町に近隣の事業所があって、近くていいなというふうには思っていますが、特に町内、瓦屋さんも3軒ほどあると思うんですけども、お困りやなというふうに思っています。

ですんで、今日回答くださいなんて言いませんけど、1回1トンという制限ありますけど、瓦については近場に処理場がないということで、これを例えばマックス5トンまでは認めるとか、いやいや、3トンまでにしますとか、そういうような業者の方の切実な思いもありますので、これ、検討してほしいなど、そういうふうに思います。今日答えくださいなんて言いません。ここらどうでしょうか。誰が答えてくれてんかな。じゃあ、特命参事、頼みます。

○議長（小寺 俊輔君） 井出住民生活課防災特命参事。

○住民生活課副課長兼防災特命参事（井出 博君） 住民生活課、井出でございます。

それでは、先ほどの御質問ですけれども、まず、1回1トンという取決めにつきましては、地元との約束事項ということになってございます。御提案の1回5トン、また3トンという御提案でしたけれども、そういった瓦礫の受入れの例外規定ということは現在ではちょっと設けることはできないと、変更することができないというところでございます。仮にこの5トンを受け入れしましたら、先ほども申し上げましたように、50年の受入れ期間ということでございますので、10年と、大幅にその期間が短縮されてしまうというようなこともございます。

そういったことも踏まえまして、瓦のふき替えなどに伴います瓦や瓦礫の撤去の処分につきましては、事業者様や住民の皆様には大変御不便や御負担が生じるということで、申し訳ございませんけれども、現状のとおり、受入れ可能な産廃処理業者への持込みで処理をしていただくということをお願いしたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 吉岡議員。

○議員（6番 吉岡 嘉宏君） 御回答のほうは承りましたけども、はい、分かりましたとはちょっと言えないんで、また、委員会等で話をさせていただきたいなというふうに思います。地元合意というのは大事やいうのはもうよう分かってますので、今の話のお気持ちはよく理解させていただきました。

それでは、次行きます。3番、女性リーダー塾の開設を。女性リーダー塾を開設し、各種審議委員への充て職を減らし、行政に積極的に携わる意欲ある女性を育てることが必要と思いますが、どうでしょうか。婦人会解散後、女性の町政に関わる場が喪失しています。よろしくをお願いします。

○議長（小寺 俊輔君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） それでは、吉岡議員の御質問にお答えさせていただきます。

神河町では、平成27年度に神河町男女共同参画推進計画を策定し、計画期間満了に伴い、令和3年4月より、新たに計画期間を10年間とした第2次神河町男女共同参画推進計画を策定しています。この計画では、地域に住む人々が個々の在り方や多様性を認めて交流するつながりを醸成することを目指し、「認めあい 自らの行動でつながり ハートがふれあう 私のまち かみかわ」を基本理念とし、男女が共に活躍できるまちづくりに向けて、性別にかかわらず一人一人の人権が尊重され、お互いを認め合い、性別に関わりなく自らの個性と能力を発揮することができ、家庭や地域、学校、職場など、あらゆる場に男女が対等な立場で参画し、暮らしやすい町を目指しています。

男女共同参画社会の形成に当たっては、男女が社会の対等な構成員として政策方針決定に共に参画することが極めて重要となってまいります。しかしながら、神河町における女性の政策方針決定過程への参画状況を見てみますと、審議会等の女性委員比率は令和4年4月1日現在23.5%、県内32位で、兵庫県の平均28.3%を下回っています。また、委員会等の女性委員比率においても14.8%、県内21位、兵庫県の平均16.3%を下回っており、神河町では、女性が社会の様々な場面に参画できていないのが現状であります。

このことから、神河町における女性の社会参画を進めるため、行政だけではなくて、町民、事業者、各種団体の方々に対しても広く女性の参画促進を働きかけるなど、ポジティブアクション、積極的改善措置と言いますが、その推進を図っていく必要があります。また、女性自身が社会で活躍する意欲と能力を高めるため、情報提供や学習機会の提供を行うとともに、女性の参画の必要性について、社会全体が理解を深めていけるような取組を推進する必要があります。

このため、令和5年度においては、第2次神河町男女共同参画推進計画の基本目標の4、あらゆる分野に参画できる社会づくりのリーダー養成に関する研修や講座等の実施に基づき、男女共同参画アドバイザーとの契約を行い、職員研修や各種団体等へのセミナーなどの開催に取り組み、女性リーダー等の発掘に努めてまいりたいと考えております。

以上、吉岡議員の御質問の回答とさせていただきます。

○議長（小寺 俊輔君） 吉岡議員。

○議員（6番 吉岡 嘉宏君） 6番、吉岡です。この女性リーダー塾の開設をと私が提案しました元は、これ、3年ほど前から加西市がやっていますウィメンズネット加西塾、これ、インターネットで検索するとぽんと出てきまして、こういうような取組をしていると。市の委員会や審議会に参画し、積極的に発言する女性リーダーを育成するという、そのことで女性活躍を推進するというようなことです。それを調べたり、私が考えたりする中で、女性リーダー塾いうもんをつくって、月に1回、土、日開催のセミナーを開催して、そういう町政に関われる機運をつくると、そして、町政への基礎知識も習得し

ていただいたら、それこそ神河町政発展の一助というふうになると思いますので、何人の募集になるか分かりませんが、こういうことをしてほしいなと思いますが、お考えでしょうか。

○議長（小寺 俊輔君） 岡部総務課長。

○総務課長（岡部 成幸君） 総務課、岡部でございます。先ほどの神河町の方針と申しますか、今後の計画ということをお問いただしたいと思います。その上でお答えをさせていただきますが、たまたまという言い方おかしいんですけども、今年の企画費の新規事業の中で、男女共同参画社会の推進事業ということで、額的には本当に知れた額なんですけれども、講師の委託料というのを組みさせていただきました。これにつきましては、先ほど吉岡議員のほうが言われましたとおり、男女共同参画の計画書の中で、推進を図る中で、セミナー等の開催、あるいは講習会の開催ということで推進を図っていくというような計画をつくっております。その町の計画に基づきまして、今年度から新たに始めていくということで、これまでも女性対象の創業セミナーというようなこともやってはあったんですけども、少しそれだけではなくて幅を広げていきまして、そういった講習会なりセミナーのようなものを開催をしていこうというように考えております。

ただ、ちょっとまだ今の段階では、具体的な講師の派遣でありますとか、年間計画でありますとかということは計画はできておりませんが、1年間かけて、年間通じてやっていきたいなというふうには考えております。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 吉岡議員。

○議員（6番 吉岡 嘉宏君） ありがとうございます。予算書を見たら、多分そうだろうなとは思ってたんですけど、30万ぐらいでしたけども、ちょっと僕はあれでは足りひん思うんですね。一つ言いますね、何で足りひんっていうか、これ、託児所が要ります。20代、30代の女性もぜひ来てほしい。託児所がなかったら来れない。土日開催って僕が言ったのも、そういうことを念頭に置いとるからです。平日では駄目です。そのことをしてほしいなと、多分予算オーバーすると思いますよ。補正するなりなんなり考えてほしいと思うのと、それから、内容についても、加西のウィメンズネットを見て調べたりしていいなって思ったのがね、例えば、社会保険労務士を講師にして、女性で結婚するしないで悩んでおられたりすることとか、子育てで悩んでおられたりすることを、権利面、法的にもこういうことができますよというような、制度解説のそういう講座があったり、これはちょっと面白いな思ったんですけど、私の一存ではもちろん決められませんけども、例えば、議員を呼んで、議員に町政の質問をぶついたり、議員に聞いてみようとか、こんなありました。非常に面白いなというふうに思いましたので、ちょっと内容面についても、今申しましたことを参考に考えてほしいなというふうに思います。定員とか考えておられますでしょうか。

○議長（小寺 俊輔君） 岡部総務課長。

○総務課長（岡部 成幸君） 総務課の岡部でございます。先ほど吉岡議員おっしゃった

とおり、予算のところにつきましては、今後、実際に動きかけてからそういったもし予算に不足が生じるようであれば、また、改めて予算のほうも検討させていただきたいなというように思っております。

それから、中身につきましては、私は今の段階で、この方向でというようなことは考えてなくて、今後、委託をする先生とも相談させていただきながら、こういった取組が神河町に合っているかというようなことも検討させていただいた上で実行していこうかなというようには考えておりますので、今、吉岡議員が言われたことも含めて、今後、検討材料にさせていただきたいというように思います。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 吉岡議員。

○議員（6番 吉岡 嘉宏君） 定員の回答もらえへんかったんですけども、私が思っとることを言いますので、回答ください。

例えば10人の定員にする。しかし、5人しか集まらへんかった。中止ではなくて、5人でも1年間のメニューをやり通す。これ、単年で終わったんでは何の意味もない、5年間は最低やる。こういうふうにしてほしいなと私は思いますが、総務課長、どうですか。

○議長（小寺 俊輔君） 岡部総務課長。

○総務課長（岡部 成幸君） 大変失礼をいたしました。定員というところは、私の段階では今考えておりませんが、幅広く募集をかけさせていただこうと思っております。ただ、募集をかけて、一般的に広報に載せたりとかホームページに載せたりとかいうことでやって、なかなか人は集まらないと思います。そういうことで、私のほうとしては、町内の何人か、そういったリーダーになり得るような方にお声がけをして、その女性の方のネットワークを使って、誰かええ人おってないですかみたいな感じでどんどんネットワークを広げていけたら、まあまあ、5人、あるいは10人というような規模のリーダーの方にお声がけできるのではないかとというようには考えておりますので、個別にそういった感じで当たっていこうというように考えております。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 吉岡議員。

○議員（6番 吉岡 嘉宏君） 個別に当たるのも非常にいい考えやと今思いました。

もう一つ要望、できたらお願いしたいんですけど、役場の女性職員にもそういうようなチームいうか、2本立て、民間と役場女性職員と2本立てでやったらどうですか。お願いします。

○議長（小寺 俊輔君） 岡部総務課長。

○総務課長（岡部 成幸君） 総務課、岡部でございます。よい御提案といたしますか、御提言をいただいてありがとうございます。その部分も含めましてですけども、今、私のほうで考えているのは、まず、役場の職員の考え方も変えていかないといけないということもありますので、役場の職員の内部の研修も併せて行う、そして、役場内部での女性リーダーの育成も図っていくというようにも考えておりますので、吉岡議員

の意見も参考にさせていただきながら、推進していきたいと思えます。

○議長（小寺 俊輔君） 吉岡議員。

○議員（6番 吉岡 嘉宏君） これで終わりますけど、役場、今、管理職3名、女性が座っていただいております。これがもっともっと増えるような、そういうような男女共同参画の精神に満ちあふれた町役場になればいいなと思えます。

これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（小寺 俊輔君） 以上で吉岡嘉宏議員の一般質問は終わりました。

○議長（小寺 俊輔君） ここで暫時休憩します。再開を13時とします。

午前11時45分休憩

午後 1時00分再開

○議長（小寺 俊輔君） 再開します。

次に、1番、小島義次議員を指名します。

1番、小島義次議員。

○議員（1番 小島 義次君） 1番、小島義次でございます。一般質問をさせていただきます。今日は主な項目、4項目についてお伺いいたします。

まず、1つ目ですけれども、学校あるいは幼稚園、保育所等の防犯対策についてお伺いします。

学校への不審者侵入による痛ましい事件がまた起きております。ニュースでも報道されましたように、去る3月1日に埼玉県の中学校に高校生が侵入し、殺人事件を起こそうとしましたが、現場で複数の教員に取り押さえられました。生徒は無事でしたけれども、1人の先生が切りつけられ、大けがをされたということです。このような事件は過去に何回か起きており、そのたびに学校の安全対策について見直しがされてきています。学校開放の対策もあります。その反面、安全対策とは相反するものがあり、難しい問題でもあります。

そこで、今回の埼玉県中学校教員切りつけ事件が発生しましたが、非常時に、学校、幼稚園、学童保育等における防犯対策はそれぞれどのようにされているのか、その実態をお伺いします。

○議長（小寺 俊輔君） 入江教育長。

○教育長（入江多喜夫君） それでは、小島議員の御質問にお答えさせていただきます。

先ほどおっしゃられたように、3月1日、埼玉県戸田市の中学校で男性教諭が刃物で切りつけられる事件が起きました。大変痛ましい事件でございました。その事件を受け、速やかに町内の小・中学校及び幼稚園に、門扉等の戸締まり確認、防犯対策などの強化並びに教員への防犯意識の注意喚起を行ったところでございます。

各小・中学校、幼稚園については、文部科学省からの通達により非常時の危機管理マ

マニュアルを作成しており、基本方針として、生徒、児童の安全確保及び生命の維持優先を念頭に置いて、各学校で警察と協力して、危機管理研修並びに不審者対応や防犯訓練、避難訓練等を行っております。学校内には不審者に対応するため、県警察本部へ緊急通報する県警ホットラインの設置や、さすまたの常備、防犯カメラによる要所の撮影、録画をしております。

もう1点お尋ねの学童保育クラブについても、教室内にさすまたを常備し、不審者への対応に備えているところでございます。

危機管理マニュアルについては、基本的に対応するものは作成しておりますが、詳細なものはまだ未整備でございますので、今後、しっかりと作成し、職員への研修を行っていく予定でございます。今作成中のところでございました。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 小島議員。

○議員（1番 小島 義次君） 小島です。ありがとうございます。今の回答の中にもありましたんですけども、不審者に対応するために県警へ緊急通報する県警ホットラインの設備ですね、これはどういうものなんでしょうか。

○議長（小寺 俊輔君） 入江教育長。

○教育長（入江多喜夫君） これは通常、管理職とか大体職員室におる者が手の届くところに置いてます。これぐらいの装置で、真ん中に大きな押すものがありまして、それを押しますと県警に直で連絡がつながるとい、電話かけたりそういうことをしなくても、ボタン一つぽんと押せば県警のほうへつながるとい、そういうものでございます。非常の際にはそれも使うということで訓練等も行ったりしておりますが、むやみやたらに押すものではありませんので取扱いには注意しておりますが、すぐに押せる場所に置いてしております。そのようなものでございます。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） 小島議員。

○議員（1番 小島 義次君） ありがとうございます。これは機械物ですから、整備や点検等、あるいはテスト等必要だと思うんですけども、あるいは、それを使った訓練等あると思うんですけども、訓練を兼ねたテスト、どちらも兼ねてるとい、そういうことは年間で何回かされているわけでしょうか。

○議長（小寺 俊輔君） 入江教育長。

○教育長（入江多喜夫君） お答えいたします。

機械でございますので、設定でありましたり、電池、いろいろなものの、ありますので、それも気をつけながら、更新するようにしております。

それから、ホットラインを使った訓練といいますか、そうむやみやたらにはできませんので、年に何回か言われると、それ、学校であったり機械の状態に、その年数ですね、そんなによっても違ってきますが、1年に1回になるのか、2年に1回になるのか、訓練をとにかくするように警察には通報して、それから、少し油断をしておりますと年限が来て、A E Dなんかも一緒ですけども、そういうことがありますので、そういう

ことがないように、常に管理するように心がけております。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） 小島議員。

○議員（1番 小島 義次君） ありがとうございます。いざというときにきちんと作動するような方向を、また、整備をお願いしたいと思います。

次に、民間の保育所ですね、ありますけども、あるいは社会教育としての公民館活動なども、これは防犯対策必要じゃないかと思うんですけども、その実態についてお伺いします。

○議長（小寺 俊輔君） 入江教育長。

○教育長（入江多喜夫君） お答えさせていただきます。

神河町内には、私立になります、2園、保育所がございます。その保育所についても不審者への緊急対応マニュアルをもう既に作成し、それから、園内研修並びに避難訓練等を行っているというふうに報告を聞いております。また、園内には、先ほど申し上げたと同じように、さすまたを常備し、防犯カメラも設置して、不審者へ対応するように備えております。日頃から入り口の門扉はしっかり常に閉めるようにしてありまして、園舎を電子錠で施錠している保育所もございます。

公民館につきましては、不審者への対応について未整備のところは少しございますので、危機管理マニュアルの作成やさすまたの設置、これはもう既に行ったんでございますが、防犯体制を強化していく予定でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 小島議員。

○議員（1番 小島 義次君） ありがとうございます。公民館等についてはやはり利用するのは大人の方が多いと思いますので、そんなに必要性は今までは出てこなかったと思うんですけども、この危機管理マニュアルの作成ということは、今はまだないということですね。それで、作成をしていくという予定だそうですが、これは何か期限とか、いつ頃までにするとかいうようなことはあるのでしょうか。

○議長（小寺 俊輔君） 入江教育長。

○教育長（入江多喜夫君） やはり学校とか、もちろん保育所、幼稚園、小学校、中学校等、それから、きらきら館でありますかね、子供たちを対象とする施設への防犯体制であったり準備であったり、そういうものは心がけていろいろとやっておったわけですが、公民館は今おっしゃっていただいた、やっぱり大人が使うということも含めて、今回のことに関しましては対応が少し遅れていたところがあるのは非常に反省した部分でございますけども、防犯、危機はいつでもありますのでしっかりと対応していきたいと、その中でマニュアルもしっかり作ると。これは期限とかそういうものはないように思っておりますけども、できるだけ早く作成して、既に学校等が作っておりますので、あるいはそれを参考、あるいは他市町のものなんかもあれば、それも参考にして、早急に作るようにしたいと思っております。

○議長（小寺 俊輔君） 小島議員。

○議員（1番 小島 義次君） ありがとうございます。

次、今回のこの事件を受けまして、特に今後防犯対策としてどのようなことを考えておられますかということ、つまり、本町の実態があると思うんですけども、実態も踏まえた上で、その課題点等もありますが、その対策はどうあるべきと考えておられますか、お伺いします。

○議長（小寺 俊輔君） 入江教育長。

○教育長（入江多喜夫君） お答えします。

不審者の侵入はいつ発生するか分かりません。特に本町の学校におきましては、門扉等もしっかり閉めておりますが、運動場周囲のフェンスなども低うございますし、入り口もあったりして、どこからでも入れる状態が実は一方ではあるのですが、しかし、今後につきましては、まず、不審者の侵入の未然防止を図ることが重要でありますので、小・中学校、幼稚園での門扉の戸締まりや、校内、園内の見回り等を強化していきます。

また、校内研修並びに対応訓練や避難訓練を行い、冷静で的確な判断と指示ができるように教員自身はその意識を高める、あるいは技術を高める、そういうことをしていく。生徒、児童の危機意識の共通理解を図るよう努めてまいります。

あわせて、先ほども申し上げましたが、未整備の危機管理マニュアルの作成にもすぐに着手します。さらに、事件、事故が発生した後の子供たちを中心とした心のケアも重要でございますので、専門家や専門機関とより連携を図っていく必要があると、このように考えております。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 小島議員。

○議員（1番 小島 義次君） ありがとうございます。その中で、各学校それぞれ訓練をされていると思いますけれども、校内研修、これは度々されてると思いますが、対応訓練、あるいは避難訓練ですね、これは大きな行事ですのでそう何回もできないということで、1年に何回ぐらいされているのでしょうか。

○議長（小寺 俊輔君） 入江教育長。

○教育長（入江多喜夫君） お答えさせていただきます。

地震とか自然災害ですね、これは学期に1回行うということでやっておりますけども、このような防犯訓練については、特に教師を中心にした、教師がどう対応していくか、今回の事件でも教師の方が1人防波堤となって、ちょっと重傷だというようなことも聞いておりますけれども、そういうことはあってはならないんですが、教師が対応するというので、年に1回は実施するように、各学校でもしていただいているんですが、ほぼ。警察と連携しまして、派出所の方とも連携したり、警察署ですね、連携してやっております。

やっぱりちょっと聞きますと、ちょっと余談みたいになりますが、例えばさすまたでも、そこにありますので、持って侵入者をこう押さえればよいというように頭で思っている部分がありますが、実はこう押さえに行くと、しっかりほんまにぐっと壁にでも押さ



えつけて、身動きが取れないようにすれば別ですが、1本で分かれておりますので、こちら側を持たれて、があっと揺すられると、こちらの教師のほうも1本で持っているものですから、逆に弱いようなことも起こるといようなことも、現場で訓練をすると初めて分かるというようにも学校現場のほうから聞いております。実際やるとそういうことが起こってしまうので、使い方もやっぱりしっかり警察の方に教えていただいて、あるだけではあかんし、使ってもそういうふうに効果的に使わなあかんというようにも実際の訓練をすると分かるということも現場の教師のほうから聞いております。そういうこともありますので、今後は特にしっかりと防犯訓練、最低でも年に1回はするということ、それから、子供の避難を含めてやっていくというように決意を持っております。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） 小島議員。

○議員（1番 小島 義次君） 分かりました。今の回答にもありましたように、事件が発生した場合、子供たちがやっぱりそこで非常な恐怖感を覚えるということもあります。心のケアも大事であるということ、回答がありましたけれども、現状ではすぐに専門家や専門機関とつながって対応できるというわけにはいかないと思うので、すぐ差し当たって、現状では学校内のどういう立場の先生がこの心のケアに対応されるのかということです。

○議長（小寺 俊輔君） 入江教育長。

○教育長（入江多喜夫君） お答えします。

即時、即対応ということになりますと養護教諭が中心になろうかなと思いますが、もちろん担任、養護教諭、それから、もう一つは、これはちょっといるかいなかいなということになりますが、スクールカウンセラー、あるいはスクールソーシャルワーカーもおりますので、それから、もう一つは、県教委のほうから派遣されるであろうスクールカウンセラーとかその辺もありますけれども、取りあえず学校で即時対応するためには先ほど申し上げました養護教諭、これはもう体制としては日々から組んでくれておりますけれども、中心として児童生徒の心のケアに当たりたいと。そして、カウンセラー、スクールソーシャルワーカーともしっかり対応できるように組織立てをと思っております。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） 小島議員。

○議員（1番 小島 義次君） ありがとうございます。今後もさらに充実した安全対策、それから防犯対策をお願いしたいと思います。

じゃあ、次の質問に移らせていただきます。中学校の屋外トイレの設置について伺います。現在、神河中学校の校舎外のトイレについてですけれども、校舎外で常時使える外のトイレはあるのでしょうかということですが。

○議長（小寺 俊輔君） 入江教育長。

○教育長（入江多喜夫君） 今の御質問にお答えします。

中学校の校舎外のトイレにつきましては、運動場北側の今野球のバックネットがございますけれども、その横に男子女子別に、野外トイレといたしますか、外のトイレがございます。運動場での体育や部活動のときに利用しているところでございます。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） 小島議員。

○議員（1番 小島 義次君） 野球部がよく使っているのは見たことありますけれども、プールをされてるときも兼用で使われると思いますが、そこには障害者に対応しているトイレはあるのでしょうか。

○議長（小寺 俊輔君） 入江教育長。

○教育長（入江多喜夫君） お答えします。

今の現在の野外トイレには障害者対応のものはございません。

○議長（小寺 俊輔君） 小島議員。

○議員（1番 小島 義次君） これは私が聞いたところですが、中学校に勤務する地域の方、あるいは現場の先生からも要望や意見がありました。屋外トイレがないという問題点、不便さが指摘されています。私が聞いたところでは、神河中学校は立派な校舎でありますけれども、外で自由に使えるトイレがないということ。それから、生徒は放課後の部活のときは、上靴に履き替えて、校舎の一番奥にあるトイレまで行かなければなりません。プールの横にあるトイレも、野球部が部活をしているときは使えますが、通常は鍵がかかっているということだそうです。野球部以外で対外試合があったときでも、他校の生徒は靴を脱いで、慣れていない校舎内の奥のトイレまで行かなければなりません。また、校舎外での授業があれば、離れた場所であっても校舎内のトイレに戻ってくる必要があるということだそうです。さらに、思春期の女子生徒への配慮が必要であること。そして、特別支援学級の生徒が校舎外で学習活動時にトイレに間に合わなかったということもあったりして、困ったことがあったというようなことも聞いております。

そこで、校舎外の適切な場所に、男子用、女子用、あるいは障害者用のトイレを設置できないかということです。一度に使用できる人数は少なくてもいいので、緊急にトイレを必要とする生徒が数人使える程度というものでいいと思います。外トイレの設置について、どのようなお考えかお伺いします。

○議長（小寺 俊輔君） 入江教育長。

○教育長（入江多喜夫君） それでは、今の御質問につきましてお答えさせていただきます。

校舎外の適切な場所に外トイレを設置できないかと御質問ですが、南側の校門付近に設置を望む声は、今も議員のほうから紹介もありましたように、以前からございました。今、実は設置について検討をしておったところなのでございますが、中学校の統合による校舎建設当時は生徒数も多く、施設内に場所的な余裕がなかったため、屋外にトイレを設置できなかったというような経緯もございます。そのため、テニス場やサッカー場

を利用する生徒、あるいは、今御紹介ありました障害のある生徒が野外での活動をする、そういうときには校舎内かあるいは体育館等のトイレを利用することにしていたましたが、現在、生徒数もだんだん減少してきており、南側の校門付近の自転車置場が、ちょうど部活動棟と自転車置場もございすけれども、そこにも若干の余裕が出てきました。そこで、新たに造る設置場所でありましたり、給排水設備、これについてもちょっと調査をしなければいけませんので、それを進めて、校門付近、部活動棟あるいは自転車置場付近に屋外トイレを造ると、設置に向けて検討を早急にしてまいりますというふうに考えております。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 小島議員。

○議員（1番 小島 義次君） ありがとうございます。10年もたてば今の中学校の生徒数も減ってくるということ、たしか10年先だったら、今の生徒の約半分近いほどに減るといようなこと聞いたことがありますけれども、そういう意見もありますけれども、今の生徒たちへの対応、これが大事かなと。そして、障害児も少しずつ増えているということで、今に対応することは将来にも有効に活用できるというように考えますので、子供たちがスムーズな学習活動ができる環境づくりを、また、よろしく願いたいします。

次の質問に移らせていただきます。神河町立学校通学費等の支給に関する条例の考え方についてお尋ねします。

中学校通学用自転車購入費補助について、既存条例である神河町立学校通学費等の支給に関する条例の一部改正として議案を提出することは考えておられないでしょうか。また、中学校の自転車通学は、今後も1年間に二、三十名の生徒が対象になると思いますけれども、毎年この補助制度があれば、累計で多くの保護者、生徒が助かると思います。この3月、4月からも物価の値上げラッシュが続いていくとの報道もあります。物価がどんどん高くなっていく中で、通学用自転車補助も含めて保護者の負担軽減となる通学費補助を広げていくことは考えておられるでしょうか。例えば、小学校の電車利用通学、あるいはバス通学できる距離、これは昨年、距離範囲が狭く、きちんと整理されましたけれども、それをさらに短くしていく、そのようなことなど、できる範囲で少しずつでもその補助対象区域を広げていくことが、結果として子供たちの安全安心な通学につながる施策と考えますが、いかがでしょうか。

○議長（小寺 俊輔君） 入江教育長。

○教育長（入江多喜夫君） それでは、ただいまの小島議員の御質問にお答えさせていただきます。

12月議会では、既存条例である神河町立学校通学費等の支給に関する条例が、ヘルメット等の現物を支給する条例でありましたので、補助金を交付することが適当でないことから、支給条例とは別に、補助金交付条例として神河町立中学校通学用自転車購入補助金交付条例を提案させていただきました。その際、小学生の電車通学や中学生の徒

歩通学等への補助も検討すべきではないか等の意見をたくさん頂戴いたしました。

小学生の通学につきましては、令和3年3月に、ただいま議員もおっしゃっていたように、小学校児童の通学距離が4キロメートル以上である児童を対象に、バス通学への見直しをしたところですので、今後状況や環境に大きな変化がなければ現状のままと考えております。

通学に関して、ただいまも御指摘がございましたが、保護者への負担軽減を図ることを念頭に、物価の高騰等社会状況の変化に合わせて、中学校の自転車購入費補助金交付を提案した経緯もございますので、さきの議会では否決となりましたが、今後、議論、協議する場などがあれば、実施に向けたよい方向を見いだしたい、見いだせればというふうに現在のところ考えております。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（小寺 俊輔君） 小島議員。

○議員（1番 小島 義次君） 分かりました。いろいろ検討されていくと思いますけれども、ちなみに、この中学校通学用自転車購入補助について、昨年12月議会で否決されましたけども、その理由について何か検討されていることはありますでしょうか。何が理由なんかなという。

○議長（小寺 俊輔君） 入江教育長。

○教育長（入江多喜夫君） 私どものほうは、たくさん御指摘をいただいたんですが、一つの点としては、公正公平という観点で考えるべきではないかというところを、どういうふうにこういう公平公正を考えていくかというところ、その辺の理由づけでありますとかをしっかりと考えていかなければならないなというところで、まだそこがしっかりクリアできておりませんので、今後、今申し上げたように、検討もしてまいりますし、そういう方向性が見いだせるような場があればと思っているところでございます。

○議長（小寺 俊輔君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 私のほうから補足説明させていただきます。

12月議会での否決を受けまして、年明けましてから、この新年度予算策定もございまして、政策調整会議の中で再度、総括的な意見交換、討議をしたというところでございます。職員の中でもいろいろな意見が、考え方があってございますけども、私どもがそもそもこのたびの自転車通学についての補助の条例を提出させていただいたのは、先ほど教育長の答弁にもございましたが、中学校の通学に関する通学手段、徒歩通学、バス通学、自転車通学があるということで、その中で自転車通学については過去からこの補助について、保護者であるとかそういったところからの御意見もいただいてきたということです。

自転車通学についての一つの節目といいますか、これは神河中学校が発足する、その段階での通学部会での議論がございまして。今からもう10年以上たつということで、12年ですかね、実際は13年、14年ほどになると思います、部会ができてから。その

当時と現状を比較したときに、かなり生活様式といいますか、通学環境が変わってきているということがございます。何が変わったのかというふうに考えたときに、簡単に言いますと、やはり自転車通学とその他のバス通学、そしてまた徒歩通学もありますが、やはり当時と比較すれば公平性に欠けるというふうに私どもは判断をしたわけでございます。しかしながら、12月議会では、この部分が逆に補助をすることが公平性に欠けるという、そういった御意見をいただいたわけでございます。しかし、私どもはあくまでも十数年前の環境と今の環境を考えたときに、実際のところ、利用する自転車、現在はいろんな量販店、あるいは町内の自転車店を見たときに、今や商品名として通学用自転車という、そういった商品名になっております。それが6万円から8万円、これは量販店に行っても同じ価格になっているところでございます。そこには、通学するに値する強度をしっかりと備えた自転車であるということも分かっているわけでございます。通学用の自転車とするわけでありますから、やはり中学校側としても安全な強度のある自転車を購入していただきたいという、そういった注文もさせていただきながら、保護者において、当然安全な自転車を購入しなければいけないということで購入をしてきたところですが、その辺が、やはり十数年前と環境が変わってきているというところが一つあります。そういった不公平感というふうに私どもは判断しましたが、そこをやっぱり埋めていかなければいけないということがございます。

それと、当時は、購入しても、これはプライベートで使うこともあるので、個人の財産であるので、やはりそこは個人で買ってほしいということでもございましたが、今捉えてみますと、通学以外に生徒たちが本当に、私どもが子供の頃に利用していた、そういう自転車の利用頻度があるのかということ、実際のところほとんどないというふうに私どもも見ているところでございます。プライベートで使うとなれば、やっぱり車で移動したりとか、そういうふうなことがもう日常的になっている。そのように考えれば、通学用の自転車はほとんどが通学用に使う自転車というふうに捉えることができると。そういうところから中学校の通学環境を考えたときに、自転車通学の生徒については、当時からいくと、やっぱり不公平感が増してきている、そういうところから購入費の2分の1を補助をすべきだというふうに判断をし、条例提案させていただきました。しかしながら、議論の中では小学校の通学も含めての御意見もあったところでございますが、あくまでも中学校の通学環境の公平性を担保するための条例整備をさせていただいたということでもあります。

小学生の通学環境も含めて考えていきますと、これは本当に、12月の議会でも申し上げましたが、これははっきり申し上げて、全てがスクールバスにすることが全て解決する問題でございます。しかしながら、そこまでの、どういうんですか、財政も含めて、通学環境を整備するという議論にまでは、今至っていないということでもございます。徒歩通学、どこを取っても、今4キロを3キロにすれば、今度じゃあ2.5キロはどうするんだと、もうその繰り返しなんです。だから、そこをやはり私どもはこれまでの経過も

踏まえて、まずは中学校の環境だということを中心に前面に出させていただいての提案でありましたが、先ほど教育長も言いましたけども、議員の皆様方ももう少し議論を深める場があれば、ぜひそういう場を設けていただければ、このように思うところでございます。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） 小島議員。

○議員（1番 小島 義次君） いろんな検討場所ということですね。またお願いしたいと思いますが。

さらに、可決されなかったことについて町民の皆さんがどう思っておられるかということ、意見などは聴取されているかどうかですね。私が聞いた意見の一つの中に、その方はもう中学校を卒業して、今大人になっているわけですけども、過去に子供が自転車通学をしていたけれども、その頃からもっと早くこのような補助をしてほしかったと、補助制度や施策もそのものをもっと早くからしてほしかったとの意見を聞いております。

それ以外に、現実として、差し支えのない範囲でどんな意見を把握されているのか、ありましたらお願いします。

○議長（小寺 俊輔君） 入江教育長。

○教育長（入江多喜夫君） お答えさせていただきます。

直接的には、あと、その御意見と申しますか、は聞いておりません。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 私のほうには幾らか御意見を頂戴したところでございます。役場のほうにわざわざ来られて、どういうんですか、区長をされている方ではございましたけども、来られまして、どうなってるんだというふうな御意見もいただいたところでございます。何が問題なんだというところはありました。同様の御意見は何人かの方々から聞いているところでございます。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） 小島議員。

○議員（1番 小島 義次君） ありがとうございます。この自転車通学に該当する保護者の方は、補助を求めておられます。私が思うには、教育環境の充実という面からも、また子供たちにも、神河町いいところだ、大人になってもこの神河町に住みたいなどよい印象の残る施策として、通学自転車補助についてできるだけ早く施策を実施する方向に検討していただきたいと思います。今、町長もおっしゃられましたけども、議論、協議する場等があればという回答でしたけども、あればする、じゃあなければしないのかということになりますので、これはその場をつくっていただきたいということです。次の議会、あるいはこの令和5年度中ですね、何らかの形で出してほしいと思うんですけども、今後の見通しはどう考えておられるのか、再度お聞きします。

○議長（小寺 俊輔君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 相談、協議する場があればという点についての御質問でござい

ます。このたび新年度予算策定に当たって、議会の全員協議会の中で、終わった後にも幾らか発言もさせていただいた、議長のほうからもあったんですけども、ぜひ新しい政策を進めていく上において、十分その内容を理解していただく、また議論を深める場というふうなことを今後展開していきたいというような話もございましたので、その辺りは執行部と議会事務局の間で調整もさせていただいて、そういう場ができる努力をさせていただきたい、このように考えております。

○議長（小寺 俊輔君） 小島議員。

○議員（1番 小島 義次君） ありがとうございます。ぜひとも進めていただきたいと思います。

次の質問に移らせていただきます。持続可能な町施策の方針についてお伺いします。

令和5年度の予算概要説明の中に、当町の抱える課題として、物、人、金、そしてインフラ資産の老朽化、人口減少や少子高齢化など、歳出に対応する財源確保のため、身の丈に合った予算編成や過度に地方債に依存しない予算編成を基本に、安定した健全な財政運営に取り組んでいくとあります。この内容は、これからの安定した町の施策の実行のためには避けて通れない道だと思います。その中で、身の丈に合った予算編成として、この数年、少しずつですが標準財政規模に近づいてると思いますけれども、まだまだ膨れているんじゃないかと思っております。令和5年度であれば、一般会計予算は90億8,400万となっていますが、これは神河町、今現在の標準財政規模としてはどのぐらいになるのでしょうか。

○議長（小寺 俊輔君） 黒田総務課財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（黒田 勝樹君） 総務課、黒田でございます。それでは、小島議員の御質問にお答えをさせていただきます。

令和5年度の当初予算で少し試算をいたしました。試算の中で、標準財政規模は約53億3,000万円となっております。90億円の予算ということからいくと、少し乖離幅は大きいかなというふうに私自身は思っているところでございます。

また、参考までに申し上げますら、財政収支シミュレーションを毎年度作ってますが、そのシミュレーションでは53億4,000万円となっております。また、令和3年度の決算においては、約54億5,000万円でございます。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（小寺 俊輔君） 小島議員。

○議員（1番 小島 義次君） その標準財政規模ですね、今はちょっと高めに全体の予算が推移していますけれども、その標準財政規模に戻るのは、私なんかちょっと研究あんまりしてないんで分からないんですけども、今後何年ぐらいでそれが標準になっていくのかなという、そういう見込みはどうでしょうか。

○議長（小寺 俊輔君） 黒田総務課財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（黒田 勝樹君） 黒田でございます。お答えをさせていた

だきます。

まず、標準財政規模なんですけど、これいろいろと算定の仕方が複雑なんですけども、簡単に申し上げれば、町税と交付税を足したものというものでございます。これらに、予算としましては、国、県からの交付金でありますとか補助金、そして借金になりますが、地方債の借入れ、それから貯蓄ですね、基金の取崩し、これなどを加えたものが予算ということになってございます。令和4年度の当初予算では、4年度ですが84億円でございます。財政収支見込みを少し見ていきますと、標準財政規模は、令和8年度には50億円というふうな試算をしております。また、令和11年には50億円を切っていく見込みでございます。税収がなかなか増えていかない中で、令和8年度ぐらいには予算額総額はやっぱり70億から75億ぐらいに抑えていかないと、収支の均衡が保てないんじゃないかというふうに分析のほうをしてございます。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（小寺 俊輔君） 小島議員。

○議員（1番 小島 義次君） ということは、3年後には今の90億が約20億ほど減になった予算編成になるというふうに捉えていいんですけれども、こうなる見込みというのはどうでしょう、考えておられますでしょうか。

○議長（小寺 俊輔君） 黒田総務課財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（黒田 勝樹君） 御質問にお答えをさせていただきます。

当町の抱える問題としましては、人口減少社会、それから新型コロナウイルスの感染症以降の生活様式の変化、それから、また御質問にもありましたが、公共施設の老朽化の進行、それから広域で取り組んでますごみ処理施設の建設でありますとか、消防署の更新等への対応ですね。そして、また地域医療を支えています病院等への経営の繰り出しと、ますます行政需要が増加していつているわけでございます。こうした中で、これに対応していくためには、やっぱり事務事業の効率化とか各施設の健全運営、それから財政の規律の堅持でありますとか、財政運営の質の向上ですね、すなわち適時適切な選択による重要施策への財源配分、効率的な執行が重要というふうに考えてございます。少し、あとこれら標準財政規模のベースで予算を組むということになりますと、これはなかなかそういうわけにはいきませんので、それプラス70億から75億というところに持っていくためには、県とか国の財源ですね、そういうものを活用をしまいたいというふうに思っております。

令和5年度の予算で見ますと、デジタル田園都市国家構想の交付金でありますとか、それから兵庫県のほうが新設しました躍動する兵庫応援補助金、そういったものを活用しながら進めてまいりたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 小島議員。

○議員（1番 小島 義次君） 財政のことは大変難しく、将来の見込みがなかなか立てにくいと思うんですけれども、今、標準財政規模に戻るのということをお聞きしま



したけども、その間、国の補助金制度等をうまく利用して持続していくということになると思いますけれども、当町の抱える課題は、それで解消していけるのか。といたすのは、財政支出が少なくなる分、住民サービスの低下につながっていくのではないかとこの心配も一面あるわけです。その点どうなんでしょうか。住民サービスの低下にはつながらないのでしょうかということをお考えをお聞きします。

○議長（小寺 俊輔君） 黒田総務課財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（黒田 勝樹君） お答えをさせていただきます。予算の財政規模ですね、これが下がることと、住民サービスが低下することは比例していないというふうに思っています。当然にいろんな事業を進めていくには予算が伴うものですが、何ていいますか、効率的に最少の経費で最大の効果を出していくというのが我々の使命でありますし、財政の使命であるというふうなところでありまして、現代の抱えている町の課題をまずは早期に解消できるように課題の選択と、そして取組の充実、集中、そういったところで今後も住民さんのサービスが質が低下するということがないように、向上につなげるように効率的な財政運営ということで取り組んでまいりたいと思っています。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 小島議員。

○議員（1番 小島 義次君） 大変難しいかじ取りだと思いますけれども、私の単純な考え方で申し訳ないんですけども、今、回答ありましたような、問題、課題の選択とありますけれども、つまり現状の町の課題をずっと並べて行って、必要なものから、大事なものから選択して、その選択に漏れた施策というのが当然出てくるんじゃないかと思うんですけども、そのような施策、つまり住民の方からこういうふうにしてほしいというんですけども、財政のほうを選択をして、これが大事やからこれからやっていくと、この部分からやっていくと、じゃあ、あなたのほうは要求あるけども少し待ってくださいねという、そういう事柄に対して、住民への納得できるような説明とか対応はどうでしょうか。

○議長（小寺 俊輔君） 黒田総務課財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（黒田 勝樹君） お答えをさせていただきます。当然、施策を選択して集中していくということは、全てのことができないわけですから、少し待っていただくというようなことにもなってこようかと思えます。そういった中、できるだけそういったものが予算編成、そして予算を提案させていただいた中で十分に見える化といたしますか、そういうようなところで説明というふうなことに努めてまいりたいというふうに思っています。ですので、予算の編成、特に当初予算につきましては、そういったところの選択と集中といったところと、そして、そういったところの見える化ですね、説明を十分にさせていただきたいというふうに考えてございます。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 小島議員。

○議員（1番 小島 義次君） ありがとうございます。

教育環境の充実も含めまして、持続していける施策の推進に御尽力していただきますようお願いしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（小寺 俊輔君） 以上で小島義次議員の一般質問は終わりました。

○議長（小寺 俊輔君） ここで暫時休憩します。再開を14時10分とします。

午後1時52分休憩

午後2時10分再開

○議長（小寺 俊輔君） 再開します。

次に、2番、木村秀幸議員を指名します。

2番、木村秀幸議員。

○議員（2番 木村 秀幸君） 2番、木村です。議長より発言の許可を得ましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

粟賀小学校跡地整備事業について。私が議員になった去年の5月には、公園・図書コミュニティ施設が決まっていました。町民さんからは賛否両論ありますが、私が聞いている限り、反対という意見が多いです。中には公園・図書コミュニティ施設ができることすら知らない方も多くおられました。公園・図書コミュニティ施設整備について、広く募集した意見を反映し、当初計画から変更になった点があるが、この施設が概要も含めどのように町民へ周知されているのか、改めてお聞きします。旧粟賀小学校跡地が、公園・図書コミュニティ施設に決定した経緯も含めて、分かりやすく説明をお願いします。

○議長（小寺 俊輔君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） それでは、木村議員の御質問にお答えさせていただきます。

意見募集の結果を反映した変更内容の周知については、先ほど藤森議員への回答とも重複しますが、地域住民の代表により組織される検討会ワークショップで委員の皆様へ御確認いただき、御了承の上、基本設計をまとめ、実施設計へと手順を踏んで進めさせていただいております。町民の皆様には、設計業者選定プロポーザル時の業者提案を基に意見を募集し、いただいた内容を地元検討委員会ワークショップで報告し、確認、了承いただき、それをもってそれ以降は設計を進めて、実施設計が完了する本年3月以降に、神河町ホームページあるいは広報紙等で、この施設の概要をお知らせしていく予定をしております。意見募集の中では、意見に対する全体、個別の回答はしないということで周知をしているところではございます。

次に、粟賀小学校跡地が公園・図書コミュニティ施設に決定した経緯としまして、平成28年度から地元検討会による議論を進め、神崎公民館、体育館の代替となる施設ということを中心に、平成29年、30年度の2か年でPFI事業の導入で、民間事業とともに公共施設として整備をするという可能性調査等を行いました。提案は1件で、審査の結果、不採択とすることになり、PFI事業の導入は困難であると判断いたしま

した。

令和2年度には、さきのPFI事業で募集してきた公共施設の中で最低限の公共施設に絞った場合、何を残すのか、若者世帯が一番求めているものは何か、これまで町長懇談会、各種アンケート調査の意見で一番多いものは何か、地域創生の目指す若者世帯の定住促進を考えたときに一番不足している施設は何かと内部で協議、検討した結果、それは図書施設であり、公園であるという結論に至り、地元検討会の中に諮り、承認をいただきました。

これを基に、令和3年度には3社から提案を受けましたが、審査の結果、どれも事業者独自の収益事業の内容が足りなかったり、実現性に乏しかったりと不採択となり、令和3年10月の地元検討会では、これまでの結果を踏まえ、民間事業の募集は後回しにして、最低限の公共施設として絞った図書コミュニティ施設と公園を直営で整備しようという方向で決定されたところであります。

これまでの経緯については、その都度、議会に報告し、予算可決、実施してきたものでございます。

以上、木村議員の御質問の回答とさせていただきます。

○議長（小寺 俊輔君） 木村議員。

○議員（2番 木村 秀幸君） 2番、木村です。藤森議員の一般質問で町長が答えてました駐車場台数40台から80台へ増設、緊急用ヘリの離着陸エリア整備は、町長が言われている公園のところは、これ令和4年の11月11日に、ひと・まち・みらい課が出されている、ページでいうたら39ページの図面を言われていると思うんです。真弓課長が最後、令和5年2月の3日の31ページに図面を出されている、駐車場は100台、ヘリポートが描いてないんです。どちらが正しいか教えてください。

○議長（小寺 俊輔君） 真弓ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（真弓 憲吾君） ひと・まち・みらい課、真弓でございます。ヘリポートにつきましては、設置をするという方向で位置づけております。スリー・オン・スリーのバスケットコートについても位置づけております。産業建設常任委員会の資料で、それが一番最終の部分でございます。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） 木村議員。

○議員（2番 木村 秀幸君） そしたら、さっき町長から説明ありました40台から80台っていうのは、100台っていうことですかね。あと、最新の図面にはヘリポートは描いてないです。お願いします。

○議長（小寺 俊輔君） 真弓ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（真弓 憲吾君） ひと・まち・みらい課、真弓でございます。駐車場につきましては、40台を80台ということにしておりまして、それが最終の数字でございます。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） 真弓ひと・まち・みらい課長。

- ひと・まち・みらい課長（真弓 憲吾君） ヘリポートにつきましても、この原っぱの真ん中に離着陸場ということで位置づけさせていただいているところがございます。以上です。
- 議長（小寺 俊輔君） 木村議員。
- 議員（2番 木村 秀幸君） そうしたら、次、いつ公園・図書コミュニティ施設に決定したのか、教えてください。
- 議長（小寺 俊輔君） 真弓ひと・まち・みらい課長。
- ひと・まち・みらい課長（真弓 憲吾君） ひと・まち・みらい課、真弓でございます。地元検討会で最終的に承認をいただきましたのが、2年前の秋、令和3年の秋であったと思います。以上です。
- 議長（小寺 俊輔君） 山名町長。
- 町長（山名 宗悟君） 私の第1回目の答弁の中でも申し上げているところではございますが、神河町が事業主体となつての整備を決定したのは、答弁書にも記載しております令和3年10月の地元検討会において、最終的に決定をしたということになってまいります。
- 議長（小寺 俊輔君） 木村議員。
- 議員（2番 木村 秀幸君） これは何人に聞いて、何人の意見で公園・図書コミュニティ施設に決定したのか、教えてください。
- 議長（小寺 俊輔君） 山名町長。
- 町長（山名 宗悟君） 地域住民で組織しております地元検討委員会については、人数は決まっているところがございます。その人数については担当課長のほうから報告させていただきます。
- 議長（小寺 俊輔君） 真弓ひと・まち・みらい課長。
- ひと・まち・みらい課長（真弓 憲吾君） ひと・まち・みらい課、真弓でございます。検討委員会の委員につきましては、地元の役員さん等約20人程度で構成をしている委員会でございます。以上です。
- 議長（小寺 俊輔君） 木村議員。
- 議員（2番 木村 秀幸君） 前回の委員会会議で、当初計画から8億円に収まらないため建物は4分の3になると言われましたが、分かりやすく説明をお願いします。
- 議長（小寺 俊輔君） 真弓ひと・まち・みらい課長。
- ひと・まち・みらい課長（真弓 憲吾君） ひと・まち・みらい課、真弓でございます。事業費を収めるために、約900平米程度、当初900オーバーの面積でしてございましたけれども、最終的に825平米に収めたというところがございます。以上です。
- 議長（小寺 俊輔君） 木村議員。
- 議員（2番 木村 秀幸君） 以前の委員会会議で、公園・図書コミュニティ施設は利益は出るのかとお聞きしたときに、稼ぐスペースではないと言われました。去年の8月

の22日の会議で年間の経費をお聞きしたときに、試算等をしてはいますが、3,000万ほどかかると言われていました。あれから半年たちます。もう出ていると思うのですが、試算を教えてください。

○議長（小寺 俊輔君） 真弓ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（真弓 憲吾君） ひと・まち・みらい課、真弓でございます。まだこの令和5年度で、先ほどの藤森議員の質問にも回答させていただきましたように、令和5年中に運営について検討していくということとしております。その中で、運営費についても出てくるということかなと思っております。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） 木村議員。

○議員（2番 木村 秀幸君） 木村です。約でも教えてもらえませんか。

○議長（小寺 俊輔君） 真弓ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（真弓 憲吾君） これまで運営費につきましては、3,000万であるとか、あるいは1,500万であるとか、いろんな数字が出てきていると思います。今、神崎公民館とグラウンドの経費で約1,500万程度ということで聞いておりますけれども、それよりは公園分が増えるということですので、ちょっとその辺の細かな数字につきましては今からの段階になると思いますので、ここではちょっと明言は避けさせていただきたいと思います。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） 木村議員。

○議員（2番 木村 秀幸君） 以前の会議で出されていた図面が、ほぼこの図面どおりと言われていました。なぜ神河町のホームページで最新の図面や情報を掲載しないのですか。オープンにして知ってもらおうとしている行動とは全く思えません。説明をお願いします。

○議長（小寺 俊輔君） 真弓ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（真弓 憲吾君） ひと・まち・みらい課、真弓でございます。現在、基本設計、詳細設計ということで進めておまして、先ほど町長の説明でもさせていただきましたように、令和5年3月以降にホームページ、広報紙等で最終的なものをお知らせしていく予定とさせていただいているところでございます。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） 木村議員。

○議員（2番 木村 秀幸君） 2番、木村です。基本設計及び実施設計業務のプロポーザル選定委員会の委員会名簿を見たところ、内部選定委員、町の職員が11名で外部選定委員が17名でした。うち2人が欠席、合計26名、その中に議員ゼロ、区長さんも4名だけ。約8億円が動くことなのに、議員がゼロ、事業計画当初からプロポーザル選考まで議会が関わらないのは極めて不自然だと思います。私は、当初からいなかった議員なので分からないのですが、中に入ると批判や厳しいことが言いにくくなるという意見があるのであれば本末転倒である。逆に、中に入られるとややこしくなって話が進まない、少人数で決めるのもおかしい話だと思います。過去に多くの公共施設に当たっては、

議会が当初から入り、細部にわたり協議してきたとお聞きしております。スキー場整備に当初構想から環境調査、特別委員会設置、徹底した議論の上で事業が実施されたとお聞きしております。

ここで質問します。区長さんも4人だけ、40人中の4人です。4地区のお金でする事業なのでしょうか。なぜ議員や40地区の区長さんや、各小学校のPTA会長などにも選定委員になってもらわなかったのか、教えてください。

○議長（小寺 俊輔君） すみません、少し暫時休憩します。

午後2時25分休憩

午後2時26分再開

○議長（小寺 俊輔君） 再開します。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） その選定委員会につきましては、先ほど暫時休憩の中で報告があったとおりでございますが、御承知のように、神河町においては、神河町のみならず、全国の自治体においていろいろな協議会とかいろんな計画書を策定をすることがございます。これまでもいろんな計画書を策定をするにしても、議会選出の委員に委員会に入っていて、その計画書を審議し、計画書を策定し、その計画書を定例議会で承認を受けるといふ、そういった形を神河町も取ってきたところでございます。それを議会としても協議をなされて、各種計画についても、これは後に議会のほうで、本会議で議論をするということになってくるので、今後そういった各種委員会、計画を策定する委員会において、議会選出の委員は、これはなくしていこうという、そういうふうな取決めがなされましたから、今後のいろいろな各種計画においても、議会からの選出委員はないというふうに御理解いただければというふうに思います。

そして、その上で、このプロポーザルの選定委員会の中で、町内40集落からなぜ入れないのだということでございます。一番、本日の藤森議員の一般質問の中でもお答えさせていただきましたが、これまで神河町の学校跡地活用については、それぞれの小学校区、校区の地域の皆様方の御意見を最大限尊重をしながら進めていかなければならないということが基本でございます。その一つは、越知谷小学校の跡地活用についても越知谷ブロックのそれぞれの区の区長様を中心に委員会を設置をし、そして最終的に決定をしてきたわけでございますし、川上小学校の跡地活用にしても、あれは川上区が小学校区になっておりますから、とはいいいながらも、いろいろと提案をいただいた事業者の提案内容を、まずはその小学校区の集落が受け入れていただけるかどうかというところが一番重要でありますから、そこを優先にさせていただいたところでございます。上小田小学校の跡地活用、南小田も基本的にそういうスタイルでさせていただいておりますし、大山小学校跡地もそういうふうに大山小学校区の区長様方中心に跡地活用について協議をさせていただき、決定をしてきているというところがございますので、粟賀小学

校区においても、基本そこをこれまでどおりしていかなければいけない。むしろ、当初はこのPFI事業、民間活力を導入をして、そこに、中心部でありますから何とか商業施設も含めて、その中に公共施設のスペースを設けることができないか、そういった事業展開をしようということでありましたから、もう余計に周辺地域の小学校区の区長様を中心とした方々の了解をいただく、同意をいただく、そしてまた希望を聞いていく、そこを最優先をした中で進めてきたところでありますので、一番最初のプロポーザルについてもそのスタイルでさせていただいた。その後、やはりこの中心部にあるシンボリックな施設を造っていかねばいけないから、ここはしっかりと広く意見を募集しようじゃないかということで募集をさせていただいて、現在に至っているというところで御理解いただきたいと思います。

○議長（小寺 俊輔君） 木村議員。

○議員（2番 木村 秀幸君） ありがとうございます。選定委員も少ないですが、去年の7月に行われた意見募集アンケートには、愛着が持てる施設となるよう、広く町民の皆様からの御意見を募集しますと記載されておりました。アンケートは約500名が答えてくれました。神河中学校の生徒さん、神崎高校の生徒さんが444名、学校でアンケートに答えたとお聞きしました。なお、神崎高校の生徒なので半数以上が町外の方です。議員が2名、職員が20人、そして広報かみかわに掲載せずに、防災行政無線、税金を使って新聞折り込みにチラシなどにした結果、一般の方からは40名だけ。この結果では、愛着が持てる施設となるよう広く町民の皆様からの御意見を募集しますというのは失敗だと私は思います。

質問します。この結果は失敗ですか、成功ですか。

○議長（小寺 俊輔君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 今回の跡地活用の図書コミュニティスペース、そして公園整備については、順序を追って計画を進めてきたものでございまして、議員のおっしゃる失敗か成功かというふうに言われれば、私どもとしては順序を追って進めてきたものということでありますから、失敗ではないというふうに判断しています。いろんな情報発信の仕方はございます。あり得る、今活用できる情報資源を使って、情報発信に努めさせていただいたというふうに捉えているところでございます。

○議長（小寺 俊輔君） 木村議員。

○議員（2番 木村 秀幸君） 2番、木村です。失敗ではないっていうことは成功だと僕は捉えました。

公園・図書コミュニティ施設ができることを知らなかったと、公園・図書コミュニティ施設ができるのは知っていたが、8億円も使って、今なぜ箱物を造らなあかんのかなどの声が多いです。公園・図書コミュニティ施設ができることを知っている行政や議会が、もっと町民さんに知ってもらえるように努力が必要だったと思いますが、これは、知らない、調べていない町民が悪いのでしょうか、お答えください。

○議長（小寺 俊輔君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 知らなかった町民が悪いとかよいとか、そういう議論ではないと私は判断しておりまして、少なくとも行政として情報発信はしっかりとやらなければいけない。その一つの機関として神河町議会という一つの機関があるわけでございまして、二元代表制の中で議会も住民から選ばれた代表機関でありますから、その議会からも広く住民に情報発信をしていただくということはしていただいているわけです。その上で、私ども執行部がやるべきこと、これは情報発信のツールであるホームページ、そしてまたホームページの中に入れておりますSNS、そしてまた広報、そしてケーブルテレビ事業、防災無線、そういったものを活用する、あるいは、私が各種大会であるとか、そしてまた私も選挙で選ばれた人間でございますから、前回の町長選挙においてもこのマニフェスト等でお知らせもしますし、それぞれの地域に行って集会の中で訴えもさせていただいているわけでございますから、やるべきことはやった中で今に至っているというふうに捉えておりますから、それを聞かなかったという方は当然いらっしゃると思うんですが、今、町がどのようになっているのかいうところも、ぜひぜひ町政について興味を持っていただくということが重要なのではないかと。木村議員においても、町が今何をやっているのか、そういうところがなかなか見えてこない、そういう思いを同じ世代から聞かれたからこそ、このたびの町会議員選挙に出ようという意思決定をなされたというふうに思っております。この議会の活性化も含めて、そういった若い方々が政治に興味を持っていただく、町政に興味を持っていただく、そういうところをお互いが今後努力をしていければというふうに思っております。

○議長（小寺 俊輔君） 木村議員。

○議員（2番 木村 秀幸君） ありがとうございます。今の世の中、少子化、物価高騰、光熱費もどんどん上がる時代に、収益にならない箱物を今造る必要があるでしょうか。造ることによって、グリーンエコ笠形やヨーデルの森の利用者も減り、神河町にとってデメリットが多いと思います。百歩譲って、今ある公共施設の遊具や図書室への税金の使い方なら分かりますが、なぜ公園・図書コミュニティにこだわるのか。多額の税金を使うこの施設を、多くの町民が果たして望んでいるのか。あっちこっちから聞こえてくる声は、なぜ今箱物なん。2町合併で多くの公共施設を抱え、その修繕費や管理費が町財政を大きく圧迫して、また将来への借金を増やす気かと言われてたりします。ごもつともだだと思います。便利な場所なので、分譲すれば売却収入、固定資産税増加等、様々な利点が考えられると思います。ほかには、3分の1を分譲住宅、残りを駐車場や公園という声もあります。そこへヘリポートを造れば、神崎病院の収益も上がると思います。図書室ならタブレットがあれば小さなスペースで見ることができるので、増えてきている空き家や集会所を活用するのも一つの考えだと思います。今、兵庫県においても過去の計画が大きく見直され、知事の公用車をセンチュリーからワゴン車に、県庁建て替えも見直されている現状があります。8億円も公費を投入するのであれば、広く町全域の



町民からの理解が必要ではないか、再度計画を見直す勇気が必要であるのではないか、いかがでしょうか。

○議長（小寺 俊輔君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 考え方はいろいろあろうかと思えます。何回も申し上げますが、この粟賀小学校跡地活用については、当初からああいった人口集中地域でありますので、ぜひ企業の進出を求めていこうというところからPFI事業ということでスタートしたものでございます。しかしながら、その中で、地元検討委員会の中で当然協議の一つになったのは、やっぱり集合住宅とかそういうこともございました。そういうものも含めて検討委員会で最終的に決定したのが、これまで報告してきた、常任委員会の中でも報告してきた、過去の常任委員会でも報告してきたものでございます。我々は、これまでの経過を最大限尊重していきながら、前に進んでいかなければいけない、これが組織でございます。そこを最大限尊重をしていきながら前に進めていくということが、これがルールであろうというふうに考えております。いろんな考え方はあろうかと思えます。100%、100人が100人、100人中100人が同じ方向で、同じ考えであるということは一番よいことではございますが、なかなかそういうふうにならないということも中にはございます。8億円の公費を投入してどうなんだという話ではございますが、100%一般財源を使うということではないわけではございます。地方創生の交付金、今は新しい事業名になっておりますが、そういった有利な交付金を活用しながら、あるいは過疎地域に指定されておりますので過疎資金を活用させていただいて、有利な資金を使って、できるだけ町民の皆様方の負担を軽減をした中で建設をしようということで、議会にもこの間、協議もさせていただいて承認いただいたものでございますから、そこは御理解いただきたいというところを私は言わせていただきたいというふうに思うところでございます。

これから、完成をすれば、いろいろな商業スペースというようなものも常時できるのか、臨時的にできるのか、そういうこともありますし、また指定管理制度を設けるのか、委託をするのかということで、いろんな方法があろうかと思えます。今は企業の進出というのは特にはないですけども、こちらが完成をさせて、これから指定管理制度でやろうとしたときに、そこで企業のほうから指定管理の中で、実はこの部分、収益施設できないかなというような提案もこれから出てくるかもしれませんので、ぜひそういった環境も見据えた中で、大きな負担にならない施設にしていきたい、このように思っております。

それと、最後になりますが、私は就任しましてから12年間、毎年、集落懇談会を実施させていただきました。39集落、40集落、ずっと回らせていただきました。ここ3年は、ブロック別になりましたけども、約3割の方々の御出席をいただいて、御意見を聞いてきたところでございます。それ以外にも、子育て世代の方々との意見交換もさせていただいたところでありまして、特に若い世代の方々からは、街から来たけども、街に住んでいたら公園なんか当たり前のようにあるのに、神河町に行ったら公園がない

という、多くの意見をいただきました。いやいや、神河町、小学校のグラウンドもあるし、野原もあるじゃないかと言ったけど、それは公園じゃないと。運動場で今や遊べない環境がある。山へ行ったら、イノシシや鹿やヤマビルも出てくる、猿も出てくる、熊も出てくる、そんな危ないところで子供を遊ばせることができるんですかという。そのようになれば、確かに都市部に行けば公園は当たり前であって、中央公園が、それを管理する部署がある。それを小さい自治体がそこまでできるんかという話なんですけど、しかしながら、これからのまちづくり、若者世代、若い方々を定住していただくためには、そういった中央公園的なものがなければ絶対に駄目だということなんです。それも私、本当に強く思いました。

その中で、PFIとしましたが、なかなか実現しなかったのも、ここはやっぱり、そうすれば神河町が事業主体となって、この事業を進めていこう。図書スペースが必要なのかという議論もたくさんございました。何も隣の市川町に行けば図書室ある、図書館あるし、福崎町にもある。そして、また播磨広域連携でも、少し時間はかかるけども、姫路市の図書館の図書を借りることもできる。そういった全てを神河町で完結するのではなしに、広域的に連携でやればいいじゃないかという議論もありましたが、やっぱりこの地域に図書館、図書館とはいかなくても図書スペース、そういう空間がないというのは文化的な、そしてまたやっぱりそういった文化力を高めるということは、まちづくりの物すごく大きな要素にあるということでもあります。そういうふうなところから、当然収益施設にはならないけども、やはりその施設は設置をしていこうという、そういうたくさんの議論を経て今日に至っているいうところを御理解いただければというふうに思っております。

私の下には、多くの公園と図書スペースつくってほしい、期待してる、そういう声は、私はたくさん聞きました。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） 木村議員。

○議員（2番 木村 秀幸君） ありがとうございます。\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

○議長（小寺 俊輔君） 木村議員、まずこれは通告外の質問なので、もうこれは受け付けることができません。それと、\_\_\_\_\_不適當な発言になりますので、その部分は訂正をしていただきたいと思います。

木村議員。

○議員（2番 木村 秀幸君） すみません、木村です。先ほどの質問は撤回させていただきます。

最後になりますが、もし予定どおりの公園・図書コミュニティ施設ができてしまった

ら、夏まつりの駐車場が確保できず、余計に警察の方から指導が入り、開催ができなくなるかもしれません。祭りの日にかかわらず、周りのスーパーや病院、民家に迷惑がかかる可能性があります。ヨーデルの森やグリーンエコー笠形の入場者数が減る可能性が大いにあり得ます。毎年、何千万という赤字になる箱物を、8億も使い今造って何になりますか。人口減少が進み、私が二十歳のときの成人式は194名が対象、令和4年の成人式は108名が対象。出生数では、令和2年度50人台、平成27年度、平成28年度、令和3年度では40人台。いま一度しっかりとオープンにして、町民に分かりやすいように、公式LINE、広報かみかわに載せることをお願いします。

これで、私からの一般質問を終えさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小寺 俊輔君） 石橋商工観光特命参事。

○ひと・まち・みらい課参事兼商工観光特命参事（石橋 啓明君） ひと・まち・みらい課の石橋でございます。木村議員さんからの質問の中で、小学校の跡地に図書スペースとコミュニティ施設ができれば、グリーンエコー等の観光施設の入場者数が減るかもしれないというふうなところと、夏まつりの駐車場の部分について回答させていただきたいというふうに思います。

まず最初に、粟賀小学校が整備済んだ後、神河町の観光施設の入場者数が減るかもしれないというふうなところにつきましては、これはあくまでも私の私見というふうに捉えていただいても結構なんですけれども、私の考え方としましては、逆に増えるというふうに思っております。増えるというふうなところの意味は、それ以外の観光施設につきましては、やはり滞在型の観光施設というふうなところもあります。滞在型の部分で、やはり昼間のそれぞれの体験コンテンツ的なところというふうなのはまだまだ神河町には少ないというふうなところもありまして、例えば、コミュニティ施設、それから図書スペースができましたら、昼間の宿泊施設の滞在等の部分で、一つコンテンツが増えるというふうなところがございます。あくまでも、例えば図書的なところにつきましても、管理運営体制というふうなところをきちっとしていく中での話にもなっていきますけれども、そこができることによって、今まで1泊であったものが2泊になったりとか、そういった入り込み客数も増えますし、滞在期間も増えると、そういうふうな意味から、観光的には増えていくというふうな見込みを私のほうではしているというふうなところでございます。

次に、夏まつりの駐車場の件ですけれども、粟賀小学校の跡地は約400台ほどの駐車スペースを確保、毎年しておるわけなんですけれども、今回この整備計画ができましたので、何とかその400台程度の駐車場をほかで確保せなあかんというふうなところも含めまして、令和5年度の当初予算には若干そういうふうなところも含めまして750万、ちょっと150万ほど増額をさせていただいての予算要求をさせていただいておりますけれども、400台のスペースを確保するために、例えば、手前のほうの東柏尾のグラウンドなんかも借りたいとか、その向かいにあります道路敷になりますけれども、

駐車スペース、そういった部分も使わせていただきたいとか、いろんなところをこれから検討させていただいて、福崎警察署と共に道路協議、交通の警備等の協議も入らせていただきたいなというふうに思っております。

最終的には、そういった神河町が誇れる施設が栗賀小学校にできるというふうなところになりましたら、もちろん人口が減少していくというふうなところは心配になってきますけれども、そういった部分につきましても、誇れる施設というふうな形で子供たちは育っていきますので、また神河町はこんな施設があるというふうなところも発信していただける。また、その子供たちもこちらのほうに帰ってきていただけるというようなことで、最終的には相乗効果も含めて人口の増加も図れるかもしれないというふうな形で、今現在、私のほうでは考えておるところでございます。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 最後に私のほうからまとめといたしますか。いろんな御意見がございます。私は、この施設が完成したらというふうに思っております。完成したら、多くの方に集っていただく、それもこの神河町周辺の方々にも集っていただける、そして、人と人とのつながり、絆が強まる、そして、それが図書コミュニティスペースも通じて神河町の文化力が高まる、そういった施設として役割を果たしていけるような、そういった町政を進めていきたい、このように考えておりますので、御理解のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（小寺 俊輔君） 木村議員。

○議員（2番 木村 秀幸君） 木村です。よく分かりました。ありがとうございます。

これで、私からの一般質問を終えさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（小寺 俊輔君） 以上で木村秀幸議員の一般質問は終わりました。

以上で一般質問を終わります。

---

○議長（小寺 俊輔君） 本日の日程は全て終了しました。

お諮りします。明日から3月23日まで休会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小寺 俊輔君） 御異議ないものと認めます。よって、明日から3月23日まで休会と決定しました。

次の本会議は、3月24日午前9時再開とします。

本日はこれで散会とします。お疲れさまでした。

午後2時51分散会

---